

参議院社会労働委員会会議録第十七号

(一一一)

昭和五十年六月五日(木曜日)

午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長	村田 秀三君
理事	玉置 丸茂
委員	和郎君 重貞君 昇君
	芳平君
	石本 小川 上原 半次君
	鹿島 俊雄君 茂君 正吉君
	神田 十朗君 浩運君 泰君
	森下 片山 市君
	浜本 万三君
	目黒 今朝次郎君 柏原 ヤス君 齐脱 タケ子君 星野 力君 柄谷 道一君
政府大臣	長谷川 峻君
政府委員	秋富 公正君 青木勇之助君 道正 邦彦君 東村金之助君 中西 正雄君
総理府人事局長	
労働大臣官房長	
労働省労政局長	
労働省労働基準局長	
労働省労働基準局長安衛生部長	

説明員

局員	林野庁林政部森	穂積 良行君
	林野庁業務部業	黒川 忠雄君
	労働大臣官房国際労働課長	森 英良君
	労働省職業安定局雇用政策課長	小堀 義朗君

○中 小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石本茂君 まことに素人もいいところのことをお聞きするわけでございますが、最近特に企業倒産が出てきておりますこと、特に小企業では大変倒産がたくさん出ているわけでございますが、私が聞くところによりますと、倒産になりますと給料もさりながらとても退職金などはもらえないなどというようなことをしばしば聞いていますけれども聞くところによりますと、倒産になります

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘いたしましたけれども、この機会に確認をさせていただきたいたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘いたしましたけれども、この機会に確認をさせていただきたいたいと思います。

のとおりでございまして、この制度は事業主が掛金を払つて事業団が直接労働者に退職金給付をするわけでございますから、事業が倒産した場合にでも退職金は確実に労働者に渡ると、こういうことになつております。

○石本茂君 そうでなければこの制度の意味がないわけでございますが、しかし從業員は安心して働いていくこともできるという意味で私は大変喜んでいます。

○石本茂君 そうですが、この制度に入つておらないけれども、その地域の商工会議所等に加入いたしておられますいわゆる企業からの、たとえばいまお話をありました三〇・五%というものの、この場合の退職金の水準と、それからこの制度の中における退職金の水準が大体見合つてゐるんだといふうに頗つておるのか、あるいはまた企業自体が独自に退職金の積み増しなどをいたしまして支給しているというような例もあるよう聞いておりますけれども、大体当局におかれまして承知されております範囲の現状と申しますのは、退職金制度の給付だけじゃなくて積み増しをして、そしてさらに従業員に対します退職の福祉的な施策を持っていられるというようなことについて、お知りになつておられます範囲で結構ですが、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) いまの問題につきましては、事業団が行いましたアンケート調査によりますとこうなつております。つまり、加入企業、いま事業団に加入している企業の全体を一〇〇といたしますと、この制度だけで実施しているものが五五・六%でございます。それからこの制度のほか企業からの直接退職金を支給しているのが三〇・五%でございます。それから、この制度と他の、企業の外に積み立て制度を持っている、両方持っているというのが一二・一%でございます。つまり全体の中でこの制度だけが五五・それ以外が何らかの形で他の制度と、あるいは直接企業が退職金を持っていて、こういうものでござい

ます。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘いたしましたけれども、この機会に確認をさせていただきたいたいと思います。

○石本茂君 ちょうど勘違いしましたが、この三

〇石本茂君 そうしますと、大体約一二%が企業体自身も積み増しをして退職金を出しているということを承知さしていただきました。

なお、先般来各委員からの御質問もあつたわけ

でございますが、この制度に入つておらないけれども、その地域の商工会議所等に加入いたしておられますいわゆる企業からの、たとえばいまお話を

ありました三〇・五%というものの、この場合の退

職金の水準と、それからこの制度の中における退

職金の水準が大体見合つてゐるんだといふうに

確認させていただいてよろしいでございますが、そのよ

うお話を聞いておりまして、まあ大差はないんだ

といふ面もあるけれども終局的には同じだといふ

ふうに私は理解したわけでございますが、そのよ

うに承知しておつてよろしくうございましょう

か。

○政府委員(東村金之助君) ただいま三〇・五%と申し上げましたのは、この制度のほかに企業からも直接退職金を支給しているというものでござりますから、自分の事業所でやつてあるのとこの制度と合わせたものを払つているわけです。先般

来問題になつておりますのは、大体そういうこと

かもしませんが、ちょっと意味が異なります

が、一般の中小企業で行われている退職金の水準

とこの制度自身の給付の水準との関係はどうか

制度と合わせたものを払つているわけです。先般

来問題になつておりますのは、大体そういうこと

かもしませんが、ちょっと意味が異なります

が、一般の中小企業で行われている退職金の水準

とこの制度自身の給付の水準との関係はどうか

にこの制度の退職金にプラス企業体自身が考へているという数字でござりますね。そうしますことの一・二・一%というのはこれはどういうことでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) これは企業が直接退職金を支給しているのが三〇・五%でございまして、企業が、たとえば保険会社とかその他のからこうで外に積み立てるようななかで退職金をしきるべく出しているというのが一・一%でござります。つまり、いずれにいたしましても、いま申ました直接にしろ、それから企業外にしろ、この退職金共済制度のはかにそれが入ってくる、こういうわけでございます。

○石本茂君 そうしますと、大体この制度に加入している事業所、企業体で四〇%以上のものがいわゆる積み増し的な退職金のことともしているといふうに理解してよろしくございますね。

次は、現在加入しておりますものの掛金月額の分布状況は一体どうなっているかということを知りたいんです。と申しますのは、この掛金月額の範囲が今度二倍に引き上げられた場合に、負担能力のない企業が脱落と申しますか、排除されいくと申しますか、何かこの制度の中になじみ切れなくなつていくんじやないかといふようなことを教えていただきたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 掛金月額の分布を四十九年十二月末でとつてみると、現在は二百円から九百円までのものが二一・六%、それから一千円から千八百円までが三一・七%、二千円から二千五百円が二二・一%、三千円から四千円までが二十四・七%となつております。ところで、今回最低額を四百円から八百円に引き上げることを考えおりままでの、試みに八百円を下回るものはどれくらいかというのをとつてみますと一七・三%になります。そこでこの一七・三%の分については八百円の水準まで、あるいはそれ以上まで引き上げなければならぬ、こう

いうことに相なります。これはなかなか中小企業にとって大変じゃないかという御指摘だったと思ふんですが、これを強制的に一挙にやるのはなかなかむずかしい問題でございます。そこで、前回予期間を設けまして八百円以下でもよろしいと、しかし一年たつたらできるだけ八百円以上にして、その後も労働大臣の認定により八百円以下でもよろしいということ。それから、その一年間でどうしてもだめだという場合には、例外の措置としてその後も労働大臣の認定により八百円以下でもよろしいということにいたしまして、企業側の負担能力との調整を図つていこう、かように考えている次第でございます。

○石本茂君 決して景気はよくなつていくわけじやございませんので、むしろ、いま局長が申されますように、猶予期間を置いていただきましてもなおかつこの制度の中に入り込めないというような事業所が私はむしろ多くなつていくんじやないかという、ばかれた考え方わかりませんが、思ひますように、猶予期間を置いてよろしくあります。もちろんおかつこの制度の中に入らなければなりません。

○政府委員(東村金之助君) そういう方向に進むと私ども考えております。

○石本茂君 次に、この制度は任意加入でござります。ありますけれども、この事業団の運営上

の事務費でござりますとか、これは全額でござりますが、それからまたこの給付費の一部につきましては国庫補助が現在なされております。これは私、中小企業に働く人々の福祉という意味におきましては当然だと考えるわけでございますが、この辺が今後とも補助費の増額をめぐらましてまた問題になつていくんじやないかなと、これは私の

ことについて大臣の御所見を一言だけお聞きしたいと思います。

○国務大臣(長谷川峻君) いずれにいたしましても、中小企業ですから無理のかからないようなりますと、考えながらこういう制度の発展を期していくたい、こう思っております。

○石本茂君 次にお尋ねしたいのはこの制度では掛金月額を隨時変更いたしまして増額できる仕組みになつておりますので、現実にはこの掛金月額の変更はどの程度行なわれているのか、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 月額変更がどの程度行われているか、いろいろ見方があると思いますが、総件数に占める変更した件数がどうなつていいかということを見ますと、各年度とも二割弱の

加入者が月額変更を行つております。特に制度が改正される際、たとえば今回のようなもの、あるいは五年前のようなもの、こうう際には月額の変更の率が高まつております。それから月額変更による掛金の金額がどの程度ふえているかと云ふことは、昭和四十九年四月から十二月平均をしまして、八百七十七円となり大幅に増額されております。

○石本茂君 でございましたら、いまのお話によりますと、この掛金月額の変更ということを含めますと、将来ともそういう方向で伸びていくだろうと、今度の改正を含めましてですね。いうふうに理解してよろしいでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) そういう方向に進むと私ども考えております。

○石本茂君 次に、この制度は任意加入でござります。ありますけれども、この事業団の運営上の事務費でござりますとか、これは全額でござりますが、それからまたこの給付費の一部につきましては国庫補助が現在なされております。これは私、中小企業に働く人々の福祉という意味におきましては当然だと考えるわけでございますが、この辺が今後とも補助費の増額をめぐらましてまた問題になつていくんじやないかなと、これは私の

ことについて大臣の御所見を一言だけお聞きしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) この法律の改正された後に退職金を支給する事由が生じますと、ずっと前に掛金を払つていたわけですが、そういう人たちについても全加入期間について、つまり勤続十五年とか十年とかつまり過去のやつについても、それを前提にした給付が行われる、国庫補助がいつの前提で給付が行われてくる、こういうことでございます。

○政府委員(東村金之助君) この法律の改正された後は、これまでのものもこれからのも全部対象になるのだというふうに理解してよろしくございます。

○石本茂君 そうしましたら今度の新しい改正によりまして、過去のものもこれからのも全部

もなおかつこの制度の中に入り込めないといふうな事業所が私はむしろ多くなつていくんじやないかという、ばかれた考え方わかりませんが、思ひますように、猶予期間を置いてよろしくあります。もちろんおかつこの制度の中に入らなければなりません。

○政府委員(東村金之助君) そういう方向に進むと私ども考えております。

○石本茂君 でございましたら、いまのお話によりますと、この掛金月額の変更ということを含めますと、将来ともそういう方向で伸びていくだろうと、今度の改正を含めましてですね。いうふうに理解してよろしいでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) 月額変更がどの程度行われているか、いろいろ見方があると思いますが、総件数に占める変更した件数がどうなつていいかということを見ますと、各年度とも二割弱の

ましてもやはり中小零細企業の労働者の退職金でありますと、そういうことから少なくともできるだけ魅力をつけていこうということで国庫補助ということが加わったわけでございます。そこで、ただもうすだつたわけですが、施行の日から一年間猶豫期間を設けまして八百円以下でもよろしいと、それから月額変更もようだつたわざですが、強制的に一挙にやるのはなかなかむずかしい問題でございます。そこで、前回申しました直接にしろ、それから企業外にしろ、この退職金共済制度のはかにそれが入つてくる、こういうわけでございます。

○石本茂君 でございましたら、いまのお話によりますと、この掛金月額の変更ということを含めますと、将来ともそういう方向で伸びていくだろうと、今度の改正を含めましてですね。いうふうに理解してよろしいでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) そういう方向に進むと私ども考えております。

○石本茂君 でございましたら、いまのお話によりますと、この掛金月額の変更ということを含めますと、将来ともそういう方向で伸びていくだろうと、今度の改正を含めましてですね。いうふうに理解してよろしいでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) でございましたら、いまのお話によりますと、この掛金月額の変更

が、これはこの法改正が実現された後に納付された掛け金に、納付された後に掛金された分についてのみ国庫補助が増額されていきますが、それと引き上げることになつているわけでございます。

○石本茂君 私さつきちゃんと下手な質問をしておりましたが、さつきもちょっとお聞きしましたけれども、さつきもちょっとお聞きしましたように思うのですが、この一般の中小企業においての退職金の水準、それからこの制度による退職金給付の水準、これはもちろん掛金の額なども助がついた前提で給付が行われてくる、こういうことでございます。

○政府委員(東村金之助君) 一度御明示願いたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 確かにこの制度は任

意制度でございますので、それに国庫補助をつけるということはこの制度が発足する際にもいる

いろ議論がありました。しかし、いずれにいたし

上げましたが、やや具体的に申し上げますと、一般の中小企業における退職金水準といふものをどうつかむかなかなかむずかしい問題でございま

す。いわゆる賃金とはやや性格が異なりますので、そこで入手し得る最も新しい資料である四十

九年の東京都の退職金の調査をもつて、前提として考えてみますと、これは実は全国平均よりは高くなると思われますが、企業規模が五十人から九十九人の企業で、中卒で、自己都合の退職、勤続五年で十四万、十年で四十七万それから二十年で百七十七万、三十年で三百七十九万、いまのは中卒でございます。

高卒でとりますと、五年で十九万、十年で六十一万、二十年で二百二十二万、三十年で四百七八万円と、こういうことになるわけであります。そこで、これとの制度の退職金と比較するわけでございますが、どういうふうに比較したらいいか、いろいろ比較の方法がありますが、それをこういうふうに考えてみたわけです。それは中卒の場合に、こういうう退職金に近い数字の退職金給付がもらえるのは掛金としてはどのくらいのことかというふうに見たわけです。そうするとそれが二千円から三千円の掛金の場合である、高卒では三千円から四千円の掛金の場合である、こういふうに相なるわけで、いずれにいたしましても一般に行われている退職金の水準をもらうためには、現在の掛金の幅の中で一定のものを掛けねばそれがもらえる、こういうことでございます。

○石本茂君 セっかくのこれは国の制度でございまますから、私ども、やはりこの制度に加入することによりまして、先ほどお話をありましたが、従業員が安心してたとえいつ企業体が倒産しようとも、自分たちの掛けているものは、しかも予想以上の大額のものが返ってくるのだというような福祉というたてまえに立つての今後の対策をより以上にお願いしたいということ。それからこれは要望になるかわかりませんが、先般脱委員あるいはその他の委員の方からもお話をございましたけれども、今度のこの制度の改正によりまして、そのため掛け損が出てきたり、あるいは掛け捨てというような非常に残念な状況がもしあるとすれば、これはとてもこの制度をよくし、そしてその枠内にある人々の幸せを願うという意味合いでございますならば、たとえ少数のごく一部

であらうとも、とにかく納得しくいわけでござりますが、この辺のこと、先般もいろいろお話を聞いておったわけでございますが、もう一度、どういうところが一番損をする人なのか、どの辺の年限でどれくらいの掛け金を掛けた者がこのたび一番悲しい目に遭うかもしれないという、そういう条件といいますか、状況といいますか、もう一遍聞かしていただきたい。この間沓賀委員のいろいろ御質問の中で、これは大変なこともあるんだなというふうに私考えましたので、もう一度そのことをお示し願って、そして大臣の御所見もあわせてちょうだいしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 本委員会でもいろいろ掛け捨て、掛け損の問題、御審議願つたわけでございますが、掛け捨てと言いますのは、従来の形で申し上げますと、この制度に入つて一年未満に退職した人には給付が行かない、つまり掛け捨てである、一年から二年未満の場合にはそれが減額された形で支給される、これが掛け損でござります。それ以降は同額ないしはそれを上回るような形の給付が行くわけでござります。これがなぜそうなつているかということをもう一度繰り返します。それでござりますが、申し上げますと、それは一般の中小企業、それから大企業でも大体同じでしようが、等における退職金制度においても同様の形がとられておるということが一つと、それからそういう掛け捨て、掛け損になつてゐるところの原資を長期勤続者の給付を厚くするという形で回しておると、そういうためにこういう形がとられたわけでございます。ただ、それにしても問題は問題としていろいろござりますので、審議会等におきましても、この問題については長期の在籍者については何とかならないだらうかと、そうでないならば、この制度改正の時点において、一定の条件の中で、掛け捨て、掛け損というものが何とか修正できないだらうかという御建議をいたしました。そこで私どもいたしましては、いまだいたわけであります。御答申をいただいたわけであります。そこで私どもいたしましては、いま申し上げました二つの場合の後段、つまり制度

が改正される場合における掛け捨て、掛け損を一定の条件で何とか修正してみたいという気持ちのあります。あらわれて今回改正案を御提出した次第でござい

○國務大臣(長谷川峻君) 先生初め皆さんから御審議いただいておりますように、わが国においては退職金制度といふものは労働者にとっては非常に大事な問題でございます。退職金制度のない中小企業に対しまして、この制度への加入促進をお願いしますと同時に、この制度の内容を一層充実させることによつて中小企業の労働者の福祉の向上に役立ちたい、こう思つております。

なお、その企業内の退職金制度につきましても基本的には当該企業内の労使間の問題でもありますけれども、行政機関としましては退職金の実態についての調査の実施及び資料の提供などを通じまして退職金制度の一層の充実、改善を図つてしまりたい、こう思つております。

○石本茂君 もう一つ、これで終わりますが、最後にお願いがござります。というのは、この中小企業、特に零細小企業等につきましては、長期間の勤務ができる人は非常にこれは幸せだと思つうです。むしろ現在の情勢でござりますと、仮に自分はここで三年間も五年間もおりたいと思いましても、さつき来話しておりますように倒産という状況が襲つてくる。ですからもし短期間に動いていく従業員が非常に多いと思うわけでござります。ですから、愚痴な物の言い方かわかりませんが、たとえ短い期間であろうとも掛金をいたしました者につきましては何らかの措置ができるないものか。これは先般他の委員もお話をされていましたが、思つのですが、私はこういうことにも一層心を用いていただきまして、この事業が大きく進展してまいりますことを心から願いながら私の質問を終ります。

どうもありがとうございました。

○日黒今朝次郎君 私は与えられた時間の範囲内で二、三のものを含めて質問いたします。

最初に白ろう病の問題についてちょっと十五、

六分お願意したいと思ふんですが、営林署ですか、おりますか、林野庁。——いりませんですね。
ではストト权ります。

労働大臣、それから總理府の方にちょっとお伺いしたいんですが、きのうからですか、I-L-Oの総会が行われておるわけであります、I-L-Oの問題について若干、ストト权の関係がありますから、考え方なり今後の取り組みについてお聞かせ願いたいんですが、実は四月七日から十七日まで、ジユネーブでI-L-O公務員専門家会議がありまして、いろいろ議論されておったわけですが、この中でストト权に関する報告書がありますが、その報告書の中で、結論として、雇用条件について、政府は公務員組織と協議交渉するという、公務員の権利拡大の方向にあると、こういうことを第一点指摘しておるわけでありますが、この点については日本政府としての考え方、見方はどうでしようか、お答え願いたいと思います。

○説明員(森英良君) お答え申し上げます。

結論と申しますのはどの結論でございましょうか、公務員に関する技術会議の結論でございましょうか。ちょっと御趣旨がよくわからなかつたのでございますが……。I-L-Oの何かの結論というようにおっしゃつたように思うのでありますけれども、具体的に何の結論でございましょうか。

あるいは公務員に関する技術会議の……

○目黒今朝次郎君 これはI-L-Oの会議に当たつて事務局が事務局報告出しますね。その事務局報告の中でも幾つかの報告を出しておるわけですが、そのいろんな情報の最後の締めくくりとして二つの点を大体重点に出していると、こう私は見るわけなんです。その一つが、私がいま言つた、雇用条件の問題については政府が一方的にやるんじやなくて、いわゆる公務員組織と対話をする、あるいは協議をすると、そういう公務員の権利拡大というような方向に世界の趨勢は行っているといふうにI-L-Oが報告しておりますが、これについてはお認めになりますかということなんですね。

○説明員(森英良君) お答え申し上げます。

いわゆる交渉協議の態様につきましてはいろいろございますけれども、公務員の勤務条件の決定に当たりまして何らかの意味での公務員の参加というものがふえてきておるという意味においてはそのとおりであるうかと思います。

○目黒今朝次郎君 わかつたようなわからないような答弁なんですがね。

では二番目、二番目の結語として、公務員のストライキ行為が違法と見なされたり、単なる禁止では阻止得ない社会的事実として政府は承認する事例がますます多くなってきていると、世界の趨勢としてこれはお認めになりますか、日本を除いてですか。

○説明員(森英良君) ILOの公務に関する技術会議に提出されました事務局の報告の中に、公務員についてストライキ権を認める国もふえてきておる、しかし同時にまだ認めてない国がたくさんあるというような指摘がございまして、いずれにしましてもストライキ権を維持するというだけでは問題は片づかない、現実に紛争は起こるわけになりますから、その紛争のための対策も考えなきやならないであろうというような指摘があつたことは事実でございまして、そのような傾向が見られるということも事実であろうかと思います。

○目黒今朝次郎君 傾向としてはお認めになります。

それからもう一つ、事務局長の基調報告というのがあるんですが、この基調報告の中に幾つかの点がありますが、二つだけ受けとめ方をお伺いします。

一つは、公務員と民間との間の権利の差別をつけるのは、軍隊、警察を除き不当とILO八十七号条約に、——禁止してはならないという点を指摘しておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○説明員(森英良君) 公務員の結成、八十七号条約につきましては軍隊、警察につきまして適用除外のようになつておるわけでございますが、それ

以外の公務員については適用があるというのをそとのおりでございます。

○目黒今朝次郎君 それからもう一つは、公共部門の紛争解決の手続も民間に近づきつつあるという趣旨の発言があつたと思います。

○説明員(森英良君) 公務に関する技術会議において行われました事務局長報告においてはそのような趣旨の発言があつたと思ひます。

○目黒今朝次郎君 まあ歯切れが悪いですけれども、認めていますから、それはそれなりに確認します。

そういう世界の趨勢のある中で、今回日本代表として総理府の片山さんですか、この方が出席しているんですが、日本代表が政府代表がこれに出席する際の基本的な構えについて私は労働大臣なり、あるいは総理府の担当者から聞きたいと、こう思ふんです。

○国務大臣(長谷川峻君) 先般のILOの会議におきましてわが国の政府代表が非現業の国家公務員のストラクチャー問題についてわが国の法制においてはこれを認めていない、こういう旨の理由を述べました。このことは承知しております。私といたしまして、非現業公務員のストラクチャー問題につきましては、三木総理が去る三月十四日の参議院本会議において答弁されたように、現行法によって対処するのが適当でないと考えておりますし、先般のILOの会議におけるわが国政府代表の発言もこういう見地から述べたもの、こう思つております。

○目黒今朝次郎君 いまの言葉でちょっとお伺いしますが、これは新聞の報ずるところではつきりと私確認できないんですけど、いま労働大臣の発言と関連しますが、公務員の範囲について、この会議の、ILOの、この労働条件が団体交渉でなく法によって定められるものがこの会議の範囲だ、こういう政府見解を言つておるんですけど、裏から返せば三公社五現業の問題は片山発言の中には含まれていないと、こういうふうに受け取つていい

んですか。

○説明員(森英良君) ILOの公務に関する技術会議で取り扱われましといわゆる公務員というも

の問題につきましては、会議に出されました事務局のレポートにおきましてそこで取り扱う公務員の範囲は国的一般行政に従事する公務員、そして商業的または工業的事業を営む国営企業または

公共企業体の被用者の問題は取り扱わないというふうに言つておりますので、わが国の制度になぞらえて仮に申し上げますと、非現業の公務員、こ

れが中心であるというふうに了解しております。は検討課題にします。前段でそういう見解表明しないながら、後の何と/orのですが、一番終わり

○目黒今朝次郎君 時間がありませんから、これの十七日の会議における、シミューリングにおける片山代表の発言を見ますと、いわゆる非現業の問題

を言つてみたり、現業の問題を言つてみたり、後になつてくると範囲がぼけている、これは私は問題として指摘しておきますから、時間がありませんから後でまた十分そういう問題があるという点だけ指摘しておきます。

それで私は大臣にお伺いするのですが、少なくともいま大臣の答弁から見ますと、私は公務員の基本権問題は公務員制度審議会で約八年間討議されて、一定の答申がなされていると思うのです。

そうして私は、いま大臣の言葉を聞いてみますと、片山代表もいわゆる全体の奉仕者論一點張りでこのILOに臨んでいた。公務員制度審議会の答申は、私は全体の奉仕者論だけではないと思うのです、三本の柱がありますから、答申は、

から公務員制度審議会の答申を受けて前向きに検討しますという政府の考え方と、いま言つた大臣の考え方方に若干のところにあります。たゞ、片山の見解は、一方

の見解は、公務員の範囲について、この会議の、ILOの、この労働条件が団体交渉でなく

おり、私の方は三公社五現業、その関係でござります。おっしゃるように、三公社五現業のストラクチャー問題につきましては、御承知のとおり、公制審議会で取り扱われました三論併記、そういう関係において八年間かかって三論併記、専門委員懇談会、こういう方々が二十名ほどおりまして熱心に検討中でありまして、その関係閣僚協議会といたしましては専門委員懇談会の意見を尊重して結論を出すと、こういう姿勢でありますことを御理解いただきまます。

○目黒今朝次郎君 私が言つてるのはそういうことでなくて、公務員制度審議会は三公社五現業の問題だけやってるんじゃないですよ、公務員全員全体の基本権なんですよ。それから公務員全員全体の基本権について、確かに全体の奉仕者論である政府代表の意見もありました、組合代表もありました、中立の方もありました、三論併記して公務員全体の基本権はこうだと言つて答申しているわけですね。ところが、片山発言は終始

一貫公務員制度審議会の一つの意見であった全体の奉仕者論だけですべてのことをやつているということについてはちよつと間違ひじやありませんかといふことを私聞いておるのです。少なくとも内閣総理大臣の諮問を受けて公務員制度審議会が議論して、そうして内閣総理大臣に答申をして、内閣総理大臣はそれを受けて、一生懸命がんばりますといわゆる総理大臣が表明しておるのですから、その表明に従つてILOに対してもやはり政府は取り組むべきじゃないのか。片山発言は一方の片方の意見だけでILOとしての行動を行つていると言つても間違ひではないんじやないかと、こう思うのですよ。この辺のそれをどう考えるかお答え願いたいと思うのです。

○政府委員(秋吉公正君) 片山政府代表が申しましたといふのは最初に断つておりますが、いわゆる法令にいろいろの制約のござります非現業の公務員について申しますと、こういう前提を置いてILOにおいては発言をしている次第でございま

現在で労災保険法の適用を受けている、つまり労働者の方から申請がございまして、労災保険法の給付を受けたいと申請がございまして、それは業務上と認定された数字が三百九十三名でございます。

ところで、いま先生お話をございましたように、私どもとしてもこれだけの数字で全体だとちよつと考えられません。そこで、現在巡回健診というものをやつておりますが、それが昭和四十八年度五千四百二十一人について健診をいたしま

した。その結果、有所見者と認められている方が二千六百六十一名ござります。ちなみに、昭和四十九年度は巡回健診を五千五百五十二名実施いたしました。その有所見者数は現在取りまとめ中ではつきりいたしません。これは、要するに巡回健診をいたしました五千数百名の中で有所見者が二千六百六十一名出でるということは事実でございますが、この有所見者の中で業務上か否かということはさらには詰めてみなければいけませんが、いずれにいたしましても三百九十三人という数字は今後さらにふえてくるという」とは考えられま

○政府委員(東村金之助君)　おっしゃるとおりでございます。白ろう病になる原因の大きなものは、いろいろの客観的条件は別として、主たる原因はチエーンソーによる振動ということだと思います。

次回に譲るとして、私は本論は、この振動病、特に白ろう病と言われる方々の病気の原因がこのチエーンソーが原因であるということについてはお互に争いのないところですね。いかがですか、これは。

次回に譲るとして、私は本論は、この振動病、特に白ろう病と言われる方々の病気の原因がこのチエーンソーが原因であるということについてはお互に争いのないところですね。いかがですか、これは。

次回に譲るとして、私は本論は、この振動病、特に白ろう病と言われる方々の病気の原因がこのチエーンソーが原因であると思うんです。その実態究明はさらに認識していると思うんです。その実態究明はさらに認識していると思うんです。その実態究明はさらに認識していると思うんです。その実態究明はさらに認識していると思うんです。その実態究明はさらに

○日黒今朝次郎君 そのことについて全林野その他の関係者と労働省なり林野庁がいろいろ議論され、て今日にきておるわけですが、ことしの三月に一連の告示といふか達しといいますか、たとえば「基発第一七一號」、これは五十年の三月二十八日、労働基準局長から各製造業者へ、それから労働基準局長から林野庁長官に対しても「労基九七号」、これは五十年の三月二十四日、それから林野庁長官から各県知事に対し、「50林野普第五五号」、五十年の三月三十一日と三つの一連の通達が出ているわけですが、これのねらいは一言に言つてどういうことなんですか。労働基準局なり林野庁からお答え願いたい、こう思うんです。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘のように、白ろう病の根本を押さえているのは何といってもチエーンソーだと思うんです。補償の問題その他いろいろな問題ござりますが、何と言つても白ろう病にならぬようにするためにどうしたらいいかと言えど、当然のことチエーンソーの問題に行き着かざるを得ない。ところでこのチエーンソーにはいろいろございますが、振動の加速度が高ければ高いほどこれは白ろう病になる可能性が大きくなる。

そこで、従来からいろいろ問題になつておったわけでございますが、このチエーンソーの振動をできるだけ低く押さえよう。当面の目標としては鋸断時、つまり実際に作業しているときの振動の加速度を三G以下とすることを目標としようということを一つのねらいといたしまして、その開発を関係業者、業界に委託したといいますか、指示したといいますか、勧告したわけござります。これは従来もいろいろ問題があつたんですね。が、そうなかなか簡単にいかない技術上の問題でござります。しかしこの際、そういうことを言つていたんでは白ろう病がなかなかうまくいきませんので、そのためにはぜひこういう方向で一步前進してみようというのがこの通達のあらわれでございまして、林野庁の方にもその趣旨を申し上げ、その趣旨の徹底を図つていただきたい、相

○目黒今朝次郎君 そのことについて全林野その
他関係者と労働省なり林野庁がいろいろ議論され
て今日にきておるわけですが、ことしの三月に一
連の告示といふか達しといふますか、たとえば
「基発第一七一号」これは五十年の三月二十八
日、労働基準局長から各製造業者へ、それから労
働基準局長から林野庁長官に対しても「労基九七
号」、これは五十年の三月二十四日、それから林
野庁長官から各県知事に対して「50林野普第五五
号」、五十年の三月三十一日と三つの一連の通達
が出ているわけですが、これのねらいは一言に
言ってどういうことなんですか。労働基準局なり
林野庁からお答え願いたい、こう思ふんです。
○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘
のように、白ろう病の根本を押さえているのは何
うしたらしいかと言えば、当然のことチーン
ソーソーの問題に行き着かざるを得ない。ところでこ
のチーンソーソーにはいろいろござりますが、振動
の加速度が高ければ高いほどこれは白ろう病にな

協力してその実現に向かっていきたい、こういうものでございます。

○目黒今朝次郎君 林野庁もいいですね。

○説明員 稲葉良行君 ただいま労働省の方から御説明ございました労働省の方における考え方を私ども受けまして、先ほど先生お話のありました三月三十一日付の知事あての指導文書によりまして、一つには、周波数帯域におきまして鋸断時の振動加速値が小さい機種をできるだけ後導入するようにしてほしいということ。それからもう一点は、今後私どもがエンジンの導入について助成をしていきます場合の対象としましては、このような振動加速度の値が三G以下のものを対象としていくというようなことをはつきりさせましたところでございます。

○目黒今朝次郎君 そうしますとこの三Gという問題については、いわゆる衛生学的な限界か、あるいは工業的な見地からの限界か、もう三Gになければならないに病氣にならないという保証があるのか。病気にはなるけれども、仕事の面でぎりぎりの許容限度のやつだ、そういうことなのか。この三Gの性格について聞かしておいてもらいたいと、こう思うんです。

○政府委員(中西正雄君) 実は、この振動の測定そのものにつきましてもまだ国際的にいろいろ議論がございまして、統一的な基準のない状況でございます。したがいまして、振動の許容基準、どれだけの振動強度にすれば白ろう病は起きないか、というような基準はまだ学問的にはつきりしていないわけでございます。したがいまして、三Gといふ値をとりましたのは、現在市販されている中で最も低いものを当面の目標基準としまして採用することにいたしましたわけでございます。

○目黒今朝次郎君 そうすると、やっぱり衛生学的な見地ではなくて、当面市場で市販されているやつの一番少ないやつ、業務的なぎりぎりのやつという点を普通の目安にしたということですかわかりました。

それでお伺いしますが、この通達を見ますと、

「五十一年の四月一日を日途に完全実施されるよう願います」と、こう書いてあるんですが、役所の文書にしてはすいぶんやわらかい文章なんですがね。やはり五十一年の四月一日を日途に規制すると、これ以外の機械は使わせないと、こういう強制力があると、こう理解していいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) これは事の性質上通達というわけではございませんで、研究開発を先ほどいろいろ申し上げましたが、とにかくやってもらいたいということでございます。これはいま繰り返し申し上げますようにそう簡単にはいかないわけでございます。しかし、そういうことを言つていたんではないたら日がたつてしまひけだから、一応五十一年の四月を目途にやってもらいたいということを言つたわけでございます。したがつて、その研究の推進を見なければ何とも申し上げられませんが、この五十一年四月になつたら、すばりこれで法的規制をするというところまでは、現在のところまだ踏み切つてはおりませんが、できるだけそういう方向に、つまり三G以上といいますか、もう少し振動の多い機械は使わせないような方向で考え方ようということでございます。

○日黒今朝次郎君 これは、先ほど冒頭申し上げたとおり、三ヵ月間で三百二十八名の認定が出るというぐらい林業、国有林部門でも出ると、民間部門でも想像し得ないぐらいこの問題は浸透している。そういう段階では、私はいま局長の言ったようななまぬるい方法ではなくて、やはりはつきりと五十一年の四月一日で規制をすると、それ以上は使わせないと。そのぐらいのやっぱり強力な指導をしない限り、この振動病の防止はできないと、こう思うんですが、その点の考え方をもう一回聞きたいと思うんです。

○政府委員(東村金之助君) 先生のお言葉でございますし、私自身も個人的にそのように考えないではございませんが、御承知のように白ろう病のこの問題は長いことかかっていろいろ施策をし

てまいりました。何とか振動が少ないものを開発できないだろうかということをすいぶんいろいろの方面に研究を委託したり、研究を促進したりしてまいったわけですが、なかなかそこまでいかない。安全衛生部長がただいまお話し申し上げましたように、わざかにこういうところまでいったものがごく一部でございますが、実現しましたので、その方向に全面的に持っていくべきだという願望でございまして、恐らくかなり前進はすると思いますが、五十一年四月一日からびたりこれで、これ以外のものは使わせないというところではなかなかきき切れないわけでございますが、御趣旨のようなことをわれわれも考えておりますので、少し事態あるいは研究の成果の推移を見てみたいと、かように考えます。

○目黒今朝次郎君 これはもう堂々めぐりになると思いますが、人間の体が冒されて、生命が冒されていくんですからね。私は普通のことと違うと思うんですよ。ですから、この問題については、私はやはり五十一年四月からは使わせないと、こういう立場で早急に対策を立てるより、重ねて私は要求しておきたいと思います。同時に私は、三Gとなりますと、こうこれ何ですか、「林業労働力対策大綱」という林野庁から出しているこれありますね。これで一覧表を見ますと、三Gというのは、ほとんどここに二十幾つかの一覧表がありますが、三Gというと五つか六つですね。そうしますと、この三Gを超える現に使っているもの、いわゆる会社の製品がありますね。会社の製品、こういう問題についてはこの五十一年の四月まで行く間、経過措置としてどういうことが考えていられるのか。たとえば使用時間の規制をするとか、あるいは振動防止の装置をつけるとか、そういう経過措置などについては考えられているかと思うんです。かかるがゆえに、五十一年四月から

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生お手元の資料で御説明ございましたように、三Gまで行くことはかなり技術的には大変なことだとどうかお答え願いたいと、こう思っています。

はどうするかということを私、いまの段階ではなかなか断定できないわけですが、その間どうするのかというお話をございます。これは先ほど林野庁の方からもお話をございましたし、私ももうそう思うわけですが、できるだけ振動の少ない工具を使うようにということを、強力に指導していくという体制をとっていただきたいと思います。
○目黒今朝次郎君 使用時間の短縮であるとか、あるいはいろんな手をおのを使用する運用の方法であるとか、そういう幾つかの方法を考えながら、できるだけ被害の少ないような方向で行政指導したい、こういうことですね。これは林野庁、民間も含めてそういうことについていかがでしようか。

○説明員（穂積良行君） 先生御指摘のように、振動数の少ないものと比較的多いものと現在混在しておるわけでございます。これにつきまして私もどもとしましては、助成に際しての選別というようなことから着手しまして、順次振動数の少ないものを多くしていくということをまず努めているわけでございます。現にある機械につきましては、これはその機械そのものが即有害で、病気が発生ということではございませんで、作業体系、作業仕組みというようなことで、長時間あるいは反復してそういうものが使われるということが原因であろうかと思われますので、労働省の方からお話をありましたように、時間規制等につきまして、従来その指導に努めてまいつたところでございますが、今後さらに時間規制等についての指導等を強めてまいりたいということでございます。

○目黒今朝次郎君 これはどこですかね、労働省と林野庁を要望するんですが、四十四年から十五年にかけて国有林の振興装置の問題があつて、国有林の試験に合格しないチエーンソーを二万円ぐらい安くして、値引きをして民間の方にどんどん払い下げたと、こういう動きがあつたというふうなことを指摘されておるんですが、こういうふうなことは今はしないんでしょうね。林野庁どうです？

○説明員（黒川忠雄君） ただいま御指摘がありましたように、国有林の方で不要になつたチエーンソーを民間に安く払い下げたというふうなことが過去にございました。これは物品管理法の方から不要品を売り払うというようなことで行われたわけでございますが、しかし、先生のおっしゃいますとおりに、国有林の方で振動が高いので使わなければいけない、不要になつたものを民間に払い下げるというのはそういう振動障害、あるいは振動病を防ぐ意味からいって不適切であったと思しますので、今後はそういうことをしないように考へておるわけでございます。ただ、民間の態様を考えますと、非常に一時的に、一年間に一ヶ月ぐらいしか使わないという方もおられまして、そういう方に対しこそで、そういう方はやっぱり安い機械を手に入れたいという事情もございますので、過去にそういうことがあつたかと存じますが、今後はなるべくそれいうことのないようになつたいたいと思います。

○目黒 朝次郎君 一万や二万安くして、その労務者のあなたの命が奪われるのではたまつものじやないからね。そんな人間尊重でない政策はぜひやめてもらいたい。そういうごまかしをやつたから私は民間の白ろう病が非常に漫透してきておると、こういうことだとと思うのです。これはもう私は林政の大きな欠陥だと思う。そこで時間がありませんから二つだけ提案します。

一つは、私は素人で山を歩いてみますと、こういう点がやっぱりチエーンソーで考へる必要があるのじやなかろうか。具体的に言いますと、登録制健保手帳、これは仮の名前です。チエーンソーを使うようになった場合に、そのチエーンソーを使う労働者に手帳をやって、その方が何時間使つたのか、何年使つたのか。それからAからBに移動しても、AからBに移動すれば常にわかる。そして振動からくる健康管理は常にできる。そういう体制をやっぱり私は林業行政として考えてやるべきじやなかろうか。そして一年に一回必ず定期検査を受ける。そのぐらいの私は親切みがあつていいんじゃないか。多少の予算がかかると思

○政府委員(東村金之助君) ただいまの御提案でございますが、労働省が行つてはいる健診とあわせて登録制健康保険手帳制ということについて考える余地があるかどうか。これはどちらでも結構ですから、ぜひお聞かせ願いたい。非常に私は今日の白ろう病対策として必要であろう、こう思うのですが、人的な考え方ですが、御見解を聞きたい、こう思っています。

○日黒今朝次郎君 私はそれを百も承知で、使っている労働者を中心して健康保全という点からぜひひそかに労災なり病気という点も考えますと、一人親方の労災の特別加入制度、これについてもやっぱり真剣に私は考えてやるべき時期に来ている。個人タクシーなりあるいは船会社、漁船ですか、あるいは大上さんであるとか、特別加入制があるのでですから、やはりこの一人親方の問題についても真剣に検討してほしいという点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) 特別加入制度は、御承知のとおり、労災保険が本来の事業主に雇われて働いている労働者の保険であるということから見ればやや例外的な扱いでござります。しかし、やはりそういう労働者に準ずるような仕事をやつしている方、立場にある方については保護しなければいかぬということで、一人親方等についても特別加入制度を認めたわけです。現在林業について

の一人親方といいますか、自営業者については特別加入制度は認められておりませんが、そういう趣旨から申しましてひとつこの際業務の実態、災害発生の状況等について調査を現在進めているところでございますので、その調査の結果等を踏まえまして、どうするか方針を決めまいりたい、かように考えております。

○日黒今朝次郎君 私も五、六カ所現場を歩いてみて、非常に実態を見れば見るほど、特に東北、北海道などで冬の間雪の中でやっている方などを見ますと、非常に一人親方の取り扱いというのは大変な問題だらうと思いますから、ぜひいまの局長の検討が実を結ぶよう努力してほしいということを重ねて要望しておきます。

○政府委員(東村金之助君) 掛け捨て、掛け損の問題が、私は二つ三つお伺いしますが、掛け捨ての関係がありましたね、三年未満。三年未満の掛け捨てとかいろいろあります、この問題については労使の委員から何とか支給するようにしてほしいということが審議会などでも強く労使の委員から問題提起されているという話を聞いていますのですが、これは何とかならないものでしょか。私はこう見ますと、ほとんど労働者が三年未満で常に移動しているという点が総評のデータでも出ているのですが、一年、二年、三年ということは本当に中小企業であればあるほど私は大変なことだと、こう思うのですが、この辺について審議会のことについてお考えを聞きたい。何回も聞いていますから結論だけだけです。

○政府委員(東村金之助君) 掛け捨て、掛け損の問題については審議会でもいろいろ議論があつたところでございます。ただ、そのいろいろの議論の結論といいますか、まとめいたしましたところが改善になつたこの機会に、一定のものについて掛け捨て、掛け損をなくすようとするか、議論が二つございまして、そのいずれかを実現するよう

にという建議があつたわけです。それで、たゞいま御提案申し上げているとおり、後者についての尾を引く問題であり、これから審議会の検討の中でもそういう問題も出てくると思いますが、何せこの問題は、繰り返すような事情また実態でございますので、かなりむずかしいとは思いますが、現在一步でも半歩でも前進したというところを御了解願えればと思うわけでございます。

○日黒今朝次郎君 ここに錢の計算のやつ、あるんですが、掛け捨て、掛け損をなくそうというのに要する資金が十二億でございますので、その十二億をこの六十二万三千円、運用収入が四百五十五億四千四百二万九千円、その他収入が十六億九百三十一万二千円、合計一千八百四十九億四千二百三十六万四千円。それで支出の項、退職金が四百五十億四千百八十二万円、その他の経費が三億七千三百五十六万円、あとは皆積立金ですね。この運用収入の四百十五億と退職時の支払いの四百五十億と運用資金で退職資金を賄えるんですよ、いま。ですから私は金がないとか運用がむずかしいと言うんならいま局長の言うこともわかりますが、もともと千四百十六億の金があるんだと、こういう段階ではもう少し私は一年、二年、三年の方々であるとか、あるいは政府の補助ということを考えるなり、そういう点を、財政面から見るとまだ余裕があるんじゃないかな。余裕があれば、先ほど石本先生の質問じゃありませんが、民間の中小の退職金に見合うくらいのやはり引き上げという点をもつと誠意を持って踏み切つてもいいじゃないか、こう思うんですけど、財政面から見るとまだ年金というものは何億の金がある、これだけの金を結局運用するんで手をつけるならば、いわゆる老後の保障、そういうことに対するならば、そういうものを体系的に統一してそして集中的にやると、そういうことの方が私はむしろいいではないか。いわゆる財形の方には四千何億の金がある、あるいはこれには千何億の金がある、これだけの金を結局運用するんでから、同じ金を集めて運用するならば厚生年金の充実というところに焦点を合わせて、あるいは国民皆年金というところに焦点を合わせて、そういうものもあるの政策を集めるということの方がより魅力があるんじゃないかなうか、こう私は思ふんです。ですからその点は労働省、厚生省を問わず、あるいは大蔵省も含めてそういう点をやるの思ふんで、その辺の発想の転換についてもう一回考え方を聞かしてもらいたい、こう思ふんです。

○政府委員(東村金之助君) この退職金の制度は、将来の退職金の支払いということを前提に考

えているわけでございます。それで、実際問題としては、いま先生のお挙げになりました総収入から共済備金の積み増し金額の合計を入れましたわば支出といいますか、その合計額を引いたのがなったわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題は今後とも掛け捨て、掛け損を何とかしたいということになると、正時における月額の掛け金の増額について、この掛け捨て、掛け損をなくそうというのに要する資金が十二億でございますので、その十二億をこの二十二億で賄うということになりますので、全般的な掛け捨て、掛け損の問題を解消するといふのはかなり困難かと思ひます。お金が一見余っているようございますが、これは共済備金といふ形で将来の退職金のために運用しなければならぬものでございます。

○日黒今朝次郎君 われわれも共済事業をやつて、このからわからぬわけじゃないですよ。しかし、この共済備金の利回りなどを考えてもう少し手ができないかということを言つてゐるんです。私は保険業のたてまえとか、そういう現行体制のたてまえだけ言えば、いま局長の答弁は名答弁でいるからわからぬわけじゃないです。しかし、この共済備金の利回りなどを考えてもう少し手ができないかということを言つてゐるんです。私は保険業のたてまえとか、そういう現行体制のたてまえだけ言えば、いま局長の答弁は名答弁でいるからわからぬわけじゃないです。しかし、もう少し政治的に、この中小の方々を救う、そういう政治的な配慮で運用できないものかということを希望していますから、これもずっとこの前から同じことを答弁しているから堂々めぐりですからやめます。

それで、私はもう一つお願いしたいのですが、

○政府委員(東村金之助君) たゞいま先生数字を挙げてお話しをいたしましたが、この数字でいろいろお話をある中で、いわゆるお金が余っているんじやないかといふお話をございますが、われわれ

の計算ではそれは大部分が共済備金とすることを前提に考

いますか、それはいろいろあると思います。おつ

しゃるように老齢年金といいますか、老後の生活安定というために退職金を出す、したがつてこれは年金というふうな問題にも相なるかとも思いました。そういう考え方も実はわれわれございますが、それはそれとして、他の制度でもいろいろやつておりますし、充実されるわけございまして、この制度といたしましては、したがいまして、この制度といたしましては、それが二十億でございます。で、今度の制度改めで、双方がその充実を図つていく必要がある。やつてありますし、充実されると、これがこれとして重要な別途機能を持つておりますのでこれはこれで、双方がその充実を図つていくと、両々相まって一つの保障というものが結されるのではないか、こういうふうに考えます。

○日黒今朝次郎君 私もないよりあつた方がいい

ということはわかるんですよ。ないよりあつた方がいいということはわかるけれども、財形の方もちょびっとやつていると、中退金もちょびっとだと、厚生年金の方もちょびっとだと、同じ政府が手をつけるならば、いわゆる老後の保障、そういうことに対するならば、そういうものを体系的に統一してそして集中的にやると、そういうことの方が私はむしろいいではないか。いわゆる財形の方には四千何億の金がある、あるいはこれには千何億の金がある、これだけの金を結局運用するんでから、同じ金を集めて運用するならば厚生年金の充実というところに焦点を合わせて、あるいは国民皆年金というところに焦点を合わせて、そういうものもあるの政策を集めるということの方がより魅力があるんじゃないかなうか、こう私は思ふんです。ですからその点は労働省、厚生省を問わず、あるいは大蔵省も含めてそういう点をやるの思ふんで、その辺の発想の転換についてもう一回考え方を聞かしてもらいたい、こう思ふんです。

○政府委員(東村金之助君) この退職金の制度はそもそも中小企業等で中小企業の一般に行われて

共済制度で何とかやつていこうというのが発想で発足した趣旨でございます。したがいまして、これを年金にするとかあるいはもう少し別の角度から改良するというのは新しい問題の御提案だと思うわけです。これはこれなりに一つの存在理由がありますし、かなり活用されつゝこれから行くとおいてもそういう御議論がこれから出てまいるんじゃないかというふうに考えております。

○目黒今朝次郎君 ひとつ御検討をお願いします。

最後に、中小企業の資金の運用をあずかる事業団ですか、中小企業退職金共済事業団、これがいろんな話があるんですが、できれば参考までに、その役員構成とわかつていれば一体給料は幾らくれているのか、それから五年と十年ぐらいで退職金はどのくらいになるのか、この点でわかつておればぜひ知らせてもらいたいと、こう思ふんです。

○政府委員(東村金之助君) 中小企業退職金共済事業団の役員でございますが、——固有名詞でございますか。

○目黒今朝次郎君 じゃ、あとで資料もあればいいです。

○政府委員(東村金之助君) それはまたあとでお出ししますから……。

○目黒今朝次郎君 じゃ後で資料を御提示願いたい。そのもられた提示資料がここで述べた資料というふうに私は確認したいと思います。

それで、この事業団の運営について、この前、資金の運用で一・九%程度しか中小の方の融資にならないという話もあつたんですが、私はこの事業団に少なくとも掛金を掛けておる中小企業主等の代表もこの事業団に入つて公平な民主的な運営をする、そういう組織に改善すべきだ、こういふ意見を持つておるわけですが、これらの問題については考え方はいかがでしよう。

○政府委員(東村金之助君) 現在の事業団でやつておる仕事と言いますのは、かなり事務的な仕事でございます。というのは、その前提として法律がかなり具体的に問題を規定しておるからでございます。そこでいまのお話でございますが、労働者側の意見が反映されるような運営はできないかというお話をございますが、私どもはそういうような性格の事業団でございますので、ただいま先生の御指摘のようなものは、いわば大綱的なものだというふうに受け取りました。そうであるならば審議会等においてそういう御議論をいただいたならば、それを事業団の運営に反映させることができると、それでよろしいんじやないかというふうには考えるわけです。

○日黒今朝次郎君 これは私は年金の立場も言ったんですがね。やはり政府から出資をするあるいは監督官庁が扱うという点はそれなりに一理がありますが、同時に金を出した方の意見がどうなのかということも、これだけの、五億や十億じゃありませんからね、千何百億という金になつてきますと、やはり積み立て側の意見あるいは意向ということも運営なりあるいは事務的な問題も含めて反映されるべきである。こういふことは年金の場合にも私は言いました、同じことを、国民年金の場合にも。ですから、少なくとも人から金を集めて、その金を運用するという場合には、その集める側と金を出す側とそれから補助する側と、そういう三者構成ぐらいで資金の運用を考え、事務的なものも考えるというのが私はそろそろ時代のたてまえだと思うのですよ。ですから、この問題について私はやはり強く意見を持つて いますから、今後の運営に当たっては十分にこの問題について考えてもらつて、本当にガラス張りの中でみんなの意見が偏見を持たないで運営される、そういう方向をぜひ築いてもらいたいということを希望して私は質問を終わります。

○柄谷道一君 中小企業退職金共済審議会の昨年八月十日の建議の中に「制度の基本的なあり方にに関する諸問題については、今後引き続き本審議会と

して検討を重ねていく必要がある」こう述べておられます。また、衆議院の社労委員会の附帯決議の中にも「制度改善に関する基本的な問題について引き続き検討すること」、大臣はこれをそんたくいたしますと、どう答弁がございました。私は基本的問題というものの中には数多くの問題が含まれていると思いますけれども、端的に伺いますが、賃金制度、この二つが今後引き続き検討される基本的問題の中に含まれていると理解してよろしくございますか。

○政府委員(東村金之助君) ただいまお話をございましたように、これがいろいろ基本問題をやるわけでございますが、

〔委員長退席、理事山崎昇君着席〕

その中で、いま先生御指摘の賃金、物価スライド制の導入問題、短期離職者向けの退職金制度のあり方の問題等々があることは事実でございます。これはなかなかむずかしい問題でございますが、さらにこの問題については検討していくこと、こういうふうになつております。

○柄谷道一君 それは審議会としての意向でありますか、労働省としてこれらの問題を解明するためにより積極的な姿勢をもつて臨もうとする労働省当局の決意であるかどうかをお伺いいたします。

○政府委員(東村金之助君) ただいま申し上げましたのは審議会の論議の過程においていま先生の御指摘のような問題が提起され、いろいろ御議論がされたけれども結論が出ないので引き続きこの問題について検討していくこうという趣旨のものでございまして、私どもとしては、こういう問題は御議論願えれば、その結論が出来ば尊重してまいりたい、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 大臣にお伺いいたしますが、結論が出ればという、ただいまきわめて受け身的な局長答弁であったわけありますが、大臣としては、これらの問題についてやはり解決すべきであるという意向に基づいて、積極的、能動的に審議

会に働きかけるという御意向をお持ちでございま
すか。

○國務大臣（長谷川峻君） 審議会においてもすでに検討課題となつております、また、皆さん方のこういう御質疑を通じても話が出ておることですが、一層御検討を願わなきやならぬ、こういうふうに感じております。

○柄谷道一君 それでは、現在本法に基づく退職金の平均支給額と平均勤続年数についてお伺いいたします。

私の手元には四十六年度の資料しかないわけであります、それによりますと、約三年強、支給金額は約五万八千円と記憶をいたしておりますが、直近の実績があればお示しを願いたい。

○政府委員（東村金之助君） 一件当たりの平均支給額でございますが、四十七年が五万七千七百七十七円、四十八年が六万九千四十一円、

〔理事山崎昇君退席、委員長着席〕

それから四十九年の四月から十一月の平均が七万四千六百十七円となっております。

○柄谷道一君 ただいま示されました数字にも明らかなとおり、現行の支給額の水準がきわめて低いということは否めない事実であると思うんであります。政府は、衆議院段階における質疑の中でも、今回の改正で今後五年間は一応対応し得る、こういうふうに答弁をされているわけでありますけれども、それでは一体今後五年後の平均支給額と平均勤続年数というものがどの程度になると現在推定をされておりますか。

○政府委員（東村金之助君） 五年程度はたえ得るという意味は、現在の最低を引き上げ、最高を引き上げた形、つまり最低八百円から最高一万円の幅をつくっておけば五年間ぐらいは大丈夫でしょうという趣旨でございますが、それはそれとして、いま私申し上げました退職金の平均が五年後どういう程度になるだらかという御質問でございますが、これなかなかむずかしい計算になると思ひますが、あえてやってみますと、掛金の納付期間や平均掛金月額の推移等が今後五年同じよ

うな形で統くと仮定してやりますと、五年後の平均退職金額は約二十万円程度になるということです。

○柄谷道一君 現行もそして改正案による見通しも、御案内のように、退職金と言うには、老後の所得保障と言うには余りにも低過ぎる金額であることはこれで明らかになりました。したがって、今後退職金制度を実のものにするためには、掛金月額というランクを飛躍的に上へ持つていかない限り、この意味はなかなか満たさないということになるわけです。ところが、本法発足以来六年を経過して現状のような実態でございます。果たして当局といたしましては、この掛金を上のランクに經營者が積極的に持っていくと、このようなことが容易に行われると判断をされておりますかどうかお伺いします。

○政府委員(東村金之助君) 今回の掛金の幅を、天井を一万円の方向に持つていいだといふことは、一つには、一般的に掛け金の額を引き上げたいという事業主側の希望があつたことも事実でございます。しかし、それは全体とは必ずしも言えませんので、やはり最低のところを八百円といふところを抑えたというわけでございます。

そこで、八百円に抑えたといふことは、裏返して言いますと、八百円未満のものが八百円の水準にうまく移行できるかという問題にもなると思いますが、従来の、この掛け金額の改正をされた時点における事態の推移等を考え、また今回は、先ほどから御議論のある掛け捨て、掛け損について一八百円の線にかなりのものが上昇していくのではないか、かように考えます。

○柄谷道一君 私は、本制度は五年目ごとに検討することをたてまえとしておりますけれども、異常物価変動期において、果たしてこれに対応できないだろうか、かように考えます。

は、現実に即して再計算期の繰り上げが常時行われております。また、その期間内におきましても、毎年物価上昇に対してもスライドするたてます。確かに公務員基準法では三年間を超える労働協約の締結を禁じているわけでございます。私は、退職金というのを恩給受給者は、毎年賃金スライドを行うことが慣例化いたしております。しかも、現行の労働基準法では三年間を超える労働協約の締結を禁じて、その間に物価スライド制もない、こういうことになりますと、労働省の姿勢というものは、厚生省のその行政姿勢と対比いたしまして、余りにも硬直的であり、またインフレに対する、はなはだ失礼ではございませんけれども、不感症と言つべき姿勢ではないか、こう率直に指摘せざるを得ません。関心はあるとしても対策なしと言われても過言ではないと思うのであります。このような意味で、大臣、今回のこの五年間という再計算期の期間は果たして異常な物価変動期に対応できる形であるとお考へになつておりますかどうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(長谷川峻君) ほかの委員の方々からもその点について御質問がありましたけれども、この制度というものが昭和三十四年に発足してから御議論のある掛け捨て、掛け損について一九四五年の範囲に引き上げなどによりまして、今後五年間ぐらいは一応対応できるものは考えておりませんけれども、実情に即さないような事態が生じた場合には、必要に応じて改善を検討してまいりたいと、そういうふうなこともあります。このふうなことが指摘されているわけでございます。

○柄谷道一君 ゼヒただいまの答弁に基づきまして審議会の審議促進方について大臣としての努力を強く要請をいたしておきたいと思います、また期待をしたいと思います。

次に問題を進めまして、同じくこの審議会の建議の中に、関係労使の意見を反映する必要があるということですが、そのことが指摘されているわけでございます。にもかわらず、私は率直に言つて労使対等決定の原則に欠けていると考へざるを得ません。すなわち、この制度に加入するかどうかは事業主の任意であります。また、掛け金を幾らにするか、掛け金を増額するか否かも、これまた事業主の任意となつております。この制度では労働者の意見を聞かなければならぬと、こういう筋

と、こう予測するわけでございますけれども、同じ老後の所得保障という目的をもつ厚生年金でございます。

す。

○柄谷道一君 今日までの審議会の運営を私横で見ておりますと、五年という再計算期が近づいてきたところで、急速にこの審議会が持たれましたと、さてどうするかという審議が行われてきたところが残念ながら実態であったと思うのであります。いま大臣、前向きの答弁をいただいたわけ

でございますけれども、私は、いまの内在するいろいろの問題点、しかも、この変動期に対応する物価対策、また退職金現価の維持という点、きわめて不十分であるという点を考えるならば、私は引き続いてこの審議会の審議を促進をいたしました。さきにも申し上げましたように、労働協約も三年以上の協約を禁じているわけでございますから、少なくとも二ないし三年ぐらいに審議会の意見をまとめて、残されている多くの問題点について解明するという方向をとるべきだと私は思うのであります。大臣にこの点について確約を願いたいと思いますし、また、そうすることが附帯決議にまた忠実なゆえんであると思うのでありますけれども、大臣の決意をお伺いをいたします。

こう思っております。

○国務大臣(長谷川峻君) 具体的に何年、何年というふうな契約はあるいはできませんかもしませんが、そういう姿勢で問題を見ていかないと、こう思つております。

○柄谷道一君 ゼヒただいまの答弁に基づきまして審議会の審議促進方について大臣としての努力を強く要請をいたしておきたいと思います、また期待をしたいと思います。

次に問題を進めまして、同じくこの審議会の建議の中に、関係労使の意見を反映する必要がある

ことですが、そのことが指摘されているわけでございます。にもかわらず、私は率直に言つて労使対等決定の原則に欠けていると考へざるを得ません。すなわち、この制度に加入するかどうかは事業主の任意であります。また、掛け金を幾らにするか、掛け金を増額するか否かも、これまた事業主の任意となつております。この制度では労働者の意見を聞かなければならぬと、こういう筋

道がござりまするので、そこで労働者の意見が反映されるということになるとは思います。しかし、それは就業規則を一つの間接的な手立てにすることでもなく、もう少し直接的に話し合いをしてからどうかというお話を向けて私承ります。そういう方向に持っていくことがひとつ望ましいことであります。またこの制度を周知させる一つの手段だと思いますので、具体的にどうしたらいいか、私もおもろ寄り寄り知恵をしほって、審議会の先生の御意見も聞きながらやつてきたいと思います。

○柄谷道一君 私、率直に過去十六年間の実績を見ますと、経営者に対しましては確かにベンチャーレットなどを作成いたしまして、こういう制度がござりますよという紹介の啓蒙活動が行われてることは承知しております。しかし、いま局長が答弁されましたように、労働組合のあるところはもちろんこれ労働協約でございますが、労働組合のないところは、そこに働く従業員の過半数の同意によって就業規則というものが制定されていきます。その労働協約なり就業規則を制定するに当たって、この中小企業退職金共済法というもののが存在を明らかにし、この制度に乗つかることが、そこに、中小企業に働く者の退職条件を向上することにつながっていくんだという、そういう意味での啓蒙、PR活動というものは、率直に言って余り行われなかつたと私は思うわけでござります。労働者の意向反映ということになるとするとならば、労働者に向かつて本法の精神と、そしてこれは労使が対等の立場に立つて退職金を決め、そして積極的にこの制度というものを活用するようになります。PRが行われてしかるべきである、こぎ思つわけでござりますが、その点はそうでございますね。

○柄谷道一君 まあ、今日までの感蒙活動で若干軽視されておったその側面というものをもう一度これは再認識されまして、文字どおりこの制度というものが生かされるように、これは労働省の姿勢としても積極的なその面における啓蒙をこれまた強く要請いたしておきたいと思います。

そこで、この労使反映のもう一つの問題でございますが、現在の中退共済審議会の委員は学識経験者のみで構成されております。私は、現在政府の持っております審議会、いろいろの形がございますけれども、少なくともたとえば労働省関係の中央職安審、これは雇用に関する重要な審議会でございますが、三者構成になっております。労働条件の重要な部分である最低賃金制の問題についても、最賃審議会は三者構成になつてゐるわけでございます。しかし、この退職金というものは労働条件であるにかかわらず三者構成になつていな。審議会の構成を学識経験者のみとした理由が一体どこにあるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(東村金之助君) この学識経験者としたのは、実は三十四年の法制定の際にはこの審議会の設置自体が政府原案にはございませんでした。で、国会の御審議の中で修正提案により現在のような形になつたわけでございます。それはまあ、いざれにいたしましても、この問題はいわば労使の利害が対立するといったような性格のものではないと私ども考えておりますが、実際の委員さんをお願いする際も、当初から公・労・使の各分野の方々から委員になつていただき、実際に三者構成と同様の形でございます。そういう形で運営もスムーズに行われておりますし、したがつて、このままの形で運営については何ら支障がないのではないかというふうに考えます。実は審議会の中でもいろいろ御議論があつたわけでございますが、多数の御意見は現行のままということで、建議にはこの問題は含まれておりません。

ているわけでございます。過去の経緯は経緯として、まあ運用上そういう配慮が行われていると、いうことも承知いたしておりますし、労働四団体代表が学識経験者という形において審議会に参加していることも承知しております。しかし、たてまえといいますか、やはりこの種審議会は労働条件の基本部分の一つであるということを考えるならば、今後やはり三者構成というつきりした形に改めることが私は筋ではないかと、こう思つわけでございますが、大臣、この点については再検討願えませんか。

れば審議会のほかにこれと並行して労使の意見も十分聴取すべきであるという趣旨との建議は統み取れるわけでございます。「及び」といういわゆる補強する意味における労使の意向反映も配慮せよと、こう統み取れるわけでございます。審議会以外に労使の意見を反映する場が具体的にどうあるのか、どういう運用を今後されていくつもりであるのか、お伺いたします。

○政府委員(東村金之助君) この点については、先ほど事業団の運営問題について御指摘、御質疑があつたとおりでございまして、そこに「労使の意見を反映」云々ということが出てくると思うわけです。これについては先ほども申し上げましたが、かなり技術的なことであり、客観的な基準といふものが明示されておるのでそういうものに乗っかって、そういうものを基準として動いている審議会としては、それほど労使、労使というふうではなくて、もしそういうことがあるならば審議会の場において皆さんの意向が一つの方向づけをして、その上に事業団が動くという形でよろしいのではないかどうかということは申し上げたわけでございますが、さらにこれは建議をした審議会等についてもその辺をもう少し詰めてみたいとは思います。

○柄谷道一君 ここで国文学的な私は解説をしようと今は思ひませんけれども、「これを読みますと「審議会及び関係労使の意見を反映し」と、こうなつておる。そういうふうに書かれておりますとね、審議会は十分現在の構成の中で審議をするけれども、そのほかにやはり労使の意見を反映するような運営を図るべきであると、こう当然常識上とれるわけです。今日までの運営、そういうふた点は余り配慮されていないというのが実態でございまますから、私はこう文章だけの面で審議会の意向をくみ取っているわけでござりますが、文字どおり審議会の意向が生かされるようなひとつ運営をこれまで強く望んでおきたいと思うわけであります。

次に問題を移します。

職せざるを得ないという場合とか、さらには転勤を命ぜられたけど家族の都合でどうしても転勤ができない、したがってやむを得ず退職せざるを得なかつたというような場合が一つ考えられるんぢやないかと思ひます。

○柄谷道一君 半熟なのが生卵なのかこれは知りませんけれども、まだ固まっていないということですこれ以上の追及は無理かと思ひますけれども、

これは大臣ですね、私ここにも発想の転換が必要だじゃないかと思うのですよ。というのは、この改革案のたてまえは、原則は不適算ということになりますね、やむを得ない場合は認める、こういう発想でございます。私は中小企業の労働実態と、いうものを考えますと、少なくともこれ全部通算するんですね、やむを得ない場合は認める、こういう発想でございます。

件としてはやはり通算をたてまえにする。かくかくこういうものについては通算をしないことがあらる、いわゆる不適算をたてまえにするではなくて通算をたてまえにする。それが私は中小企業の労働実態にマッチする労働省としての発想に置かれなければならないのではないかと、こう思つわけです。大臣、いかがでござりますか。

じものを、ないしそれに近いものをやつて、いろいろなことをございまするので、そういうところから通算ということが、たてまえ上考えられなかつたといふことが一つあると思うんです。それからまた、現在のこの收支計算におきましては、やはり通算を無条件に認めるということではなくて、一定の先ほど申し上げたような条件

きで通算を認めるというたてまえになつております。○柄谷道一君 私、労働大臣は中小企業の労働実態も熟知されているわけであります。働いている者は、できることならば一つの企業に続けて勤めたいわけです。中小企業は大企業に比べて移動が激しいということは、私は本人の責めというよりも、やはりそうせざるを得ない客観情勢というものが現在あるということではないかと思うんです。働いてみたら労働条件が余りよくない。しかも、このインフレの中で少しでも高い労働条件のところに移動して、生活を守らうとする。また労働環境というのが働いてみると余りよくない。私は本人が勝手気ままに企業から企業にチョウのよう位動しているというのではなくて、そらせざるを得ない現在大きなバックグラウンドというものが。私はそこに目をつけなければならないと思うんです。ということになると、今回の改正で修正をするわけに私はいかぬと思ひますけれども、少なくとも不適算がたてまえで、例外を認めてやるという原則ではなくて、やはり中小企業にて働く者については通算がたてまえなんですよ。しかし、かくかく言う理由は通算するに若干問題があるのです。これは例外として除外する。そういう発想の転換というものをこれ行うことが本当に実態に即した中小企業対策と言い得るのではないのか、私はそう信じております。今後、引き続き行われる抜本改正の中で、私はぜひこうした発想の転換を大臣に求めたいと、こう思つてございまが、大臣どうでござりますか。

○國務大臣(長谷川峻君) 御意見として承つておきます。従来はやはり非常にどこへでも行つて働けるという時代でもありました。しかし、こう低成長になりますと、先生のおっしゃるような問題が非常に大きなウエートを占めると思います。今までの改正において、一步前進半歩前進という評価

をいただいておりますが、それがやっぱり二歩でも三歩でもよけい前進するような姿に持っていくことが大事ではなかろうか。それが、具体的にどういう法律改正なり法律の中に当てはめられるか、保険財政、共済制度全体の問題にも関係いたしますので、研究させてもらいたいと思います。

次に、昭和三十四年にこの制度が制定されて十六年経過いたしました。ところが、一般退職金共済加入者は昨年十一月末で労働省資料によりまして事業主数で十六万四千三百十四、被共済者数は百四十七万七千四百十七人、これは千五百万人と言われる中小企業に働く者の約一〇%にしかありません。また、この水準をながめてみると、直近の資料は昭和四十八年に中労委が発表した退職金の水準があるわけでござりますけれども、千人以上企業の退職金、局長は押さえ方いろいろあると言いましたけれども、私は中卒で勤続三十年、そして定年退職というところを抽出をしてみますと、約五百万円でございます。同じ基準によると自己都合退職金は四百四十九万円、これは中労委の資料に出てるわけでございます。これに對置させるために、本制度による掛金が一体どれぐらいになるか、こう見ますと、四千円の月額掛け金を掛けて、三十年で四百六十四万円でございますから、ほぼ千人以上退職金と、千人以上企業の退職金に対置できる水準は掛け金四千円程度。これでもやはり千人以上よりも若干下ということになるわけです。ところが実態を見ますと三千円台が二四・七%なんですね。で、千円未満、千円台、二千円台、これが實に七五%を占めている。しかも格差が著しい、こう言わざるを得ないと思われます。こういったことを考えますと、この普及を高めるための加入促進対策というものが、今まで不十分であったと。と同時に、中小

企業経営者にとっても、本制度が魅力に欠けていたということが言い得るのではないか、こう思ひでございます。

そこで最近、この社労委員会でたびたび取り上げられている問題は、労務債権確保の問題でござります。特に労務債権中、退職金の確保というのはきわめて困難な状態にあることは、各種倒産等の実例が示すとおりであります。そういう最近の情勢を踏まえますと、これは退職金確保の一つの施策としても、本制度がきわめて大きな機能を持つといふことが言い得ると思うわけでございます。今日までの低さ、そしてこれから低經濟成長下における労働者の労務債権確保という視点を考え、かつこの著しい格差を解消する必要があるという事実を考えますと、私は本当にこの際本腰を入れた加入促進の対策と、掛金のランクを高めるための努力が、全省挙げて私は取り組むべき大きな課題ではないかと、こう思うわけでございますが、このことに対する今後の労働省の方針を明確にお伺いをいたしたい。

○政府委員(東村金之助君) 御指摘のように、も

う少し加入の範囲を拡大すべきではないかという

点と、それから掛金の額をさらに増額するような形に持っていくべきではないかというお話をございます。私ども全くそのとおりで、そういうことが実現できるようにもろもろの努力をこれから展開していくと思いますが、現在やつておりますのは、たとえば事業団とか労政行政機関によるPR、さらには地方公共団体等による加入促進、それからラジオ、テレビによるPR等いろいろやつております。特に最近、東京や大阪等の重点対象地区を指定いたしまして、そこに関係行政機関や事業主団体を構成員とする加入促進協議会と

いうものを設けまして一般的なPRのほかに、個別事業場に対する加入意向の調査等、かなり精力的にやりました結果、かなりの成果が上がつているということを聞いております。そのほか地方公共団体、地方自治体等の一部では、掛金の一部を補助するとか、さらには事業団に地方債を引

き受けでもらっている地方自治体は、加入促進三カ年計画を定めて、その実現を図っている等々の事実もございます。いずれにいたしましても、それがいたしましても、われわれが考えるところで、審議会等の知恵を拝借しながら、さらに、ここで想を新たにいたしまして加入促進について進んでまいりたいと思います。

で、もう一つの掛金の額の増額でございます

が、これについてもいろいろ指導等を行っていく

ことは当然でございますが、今回御審議を願つて

いる中におきましても、初めての試みといたしま

して、制度改正後一年以内の間に掛金月額を増額

した場合には、仮にその後二年未満に退職した場

合であっても増額部分について特別に掛金相当額

を支給すると、前々繰り返しておりますように、

掛け捨て、掛け損を解消していくこうということの

一つのあらわれが出ております。こういうことに

よつてこの制度切りかえの際に増額の方向に持つ

ていく一つの手がかりがあるのでないだらうか

というふうに考えるわけでございます。いずれに

いたしましても、この問題御指摘のように、一定

の枠が、八百円から一円万円という枠が設定され

も下の方にいたのではなくか労働者に恩典が行

かない、できるだけ上の方の掛金を掛けるように

という、そういう指導もわれわれ必要だと思いま

すので、これまで各方面的御意見を聞きながら御

知恵を拝借しながら進めてまいりたいと、かよう

に考えております。

○柄谷道一君 私は今までのようないい加入促進対

策を継続したのでは、やはり依然として同じだろ

うところ思ひなんですね。本当に本腰を入れてやる

という御答弁でございましたから、その結果を期

待したいと思うんですけれども、さきの質問の中

で指摘いたしましたように、これはやはり経営者

に対する啓蒙ということも当然行わなければなり

ませんけれども、やはり中小企業に働いている

人々にこの制度というものを熟知させ、このメ

リットというものを浸透させ、そして労使の話し

するひとつ配慮を手段にこれはお願いをいたして

おきたい。

あわせまして、私は、経営者に対して入れられ

というこのPRは必要でございますけれども、

やはり経営者にとってこれメリットという点を経

営者は当然考へると思うんです。この制度に加入

していなければ、決算上退職積立金というものを

出しましてその退職積立金は一定のところに預け

られるわけではなくて、これは事業の運営費

にしてやはり有利なんだというものが私はなけれ

ば、経営者はなかなかこれに積極的に対応する

問題はここに積み立てられた金がどのように運用

されるのか、その運用がどうしても中小企業に

とってやはり有利なんだというものが私はなけれ

ば、経営者はなかなかこれに積極的に対応する

ことがむずかしいと思います。

そこで、現在昭和五十年三月末の資金運用状態

を当局から資料いただきますと、千六百五十五億

円の積立金に対しまして、確かに商工債、及び中

小企業債、これ合わせますと約百三十億程度が運

用されております。このことが政府系三庫を通じ

て中小企業に対する融資なり設備改善資金に回さ

れておりいるといふことはそのとおりだと思いますけ

れども、内容を見ますと不動産債、興銀債、長銀

債、資金運用部預託金、投資不動産、こういった

面にお多くのが運用されているということ

は、これはもう資料の中で出でてきているわけでござります。私はこのウエートというものをもつと

中小企業経営者が積極的にこの制度というものに

加入し制度を盛り上げていく、盛り立てていく、

そういうために魅力ある管理運用内容というも

のがとられてしかるべきだと、こう思うわけです。

それから、この資金運用に当たっては安全確実

という条件が必要だと、こう言われるわけでござ

いますけれども、商工債及び中小企業債、これも

合いでの中でこれに対する積極的加入なり掛金額の引き上げという、そういう両々相まって一つの成

事実もございます。いずれにいたしましても、それがいたしましても、われわれが考えるところで、

それで、審議会等の知恵を拝借しながら、さらに、ここで想を新たにいたしまして加入促進について進

んでまいりたいと思います。

で、もう一つの掛金の額の増額でございます

が、これについてもいろいろ指導等を行っていく

ことは当然でございますが、今回御審議を願つて

いる中におきましても、初めての試みといたしま

して、制度改正後一年以内の間に掛金月額を増額

した場合には、仮にその後二年未満に退職した場

合であっても増額部分について特別に掛金相当額

を支給すると、前々繰り返しておりますように、

掛け捨て、掛け損を解消していくこうということの

一つのあらわれが出ております。こういうことに

よつてこの制度切りかえの際に増額の方向に持つ

ていく一つの手がかりがあるのでないだらうか

というふうに考えるわけでございます。いずれに

いたしましても、この問題御指摘のように、一定

の枠が、八百円から一円万円という枠が設定され

も下の方にいたのではなくか労働者に恩典が行

かない、できるだけ上の方の掛金を掛けるように

という、そういう指導もわれわれ必要だと思いま

すので、これまで各方面的御意見を聞きながら御

知恵を拝借しながら進めてまいりたいと、かよう

に考えております。

そこで、現在昭和五十年三月末の資金運用状態

を当局から資料いただきますと、千六百五十五億

円の積立金に対しまして、確かに商工債、及び中

小企業債、これ合わせますと約百三十億程度が運

用されております。このことが政府系三庫を通じ

て中小企業に対する融資なり設備改善資金に回さ

れておりいるといふことはそのとおりだと思いますけ

れども、内容を見ますと不動産債、興銀債、長銀

債、資金運用部預託金、投資不動産、こういった

面にお多くのが運用されているということ

は、これはもう資料の中で出でてきているわけでござります。私はこのウエートというものをもつと

中小企業経営者が積極的にこの制度というものに

加入し制度を盛り上げていく、盛り立てていく、

そういうために魅力ある管理運用内容というも

のがとられてしかるべきだと、こう思うわけです。

それから、この資金運用に当たっては安全確実

という条件が必要だと、こう言われるわけでござ

りますけれども、商工債及び中小企業債、これも

合いでの中でこれに対する積極的加入なり掛金額の引き上げという、そういう両々相まって一つの成

事実もございます。いずれにいたしましても、それがいたしましても、われわれが考えるところで、

それで、審議会等の知恵を拝借しながら、さらに、ここで想を新たにいたしまして加入促進について進

んでまいりたいと思います。

たとえば中小企業債はこれは政府保証債でござります。商工債というのもこれは安全確実な運用の方法でございます。ということになると、この法の精神から言いまして、まあ、いま六十何%とかいう答えではございましたけれども、私は、たとえば資金運用部預託金とか興銀や不動産債といふような問題もここにあるわけでございまして、やはり商工債より有利であるとも余り考えられません。むしろ中小企業経営者にメリットを感じるような、さらにそこに傾斜した資金運用というのが当然これは図られてしかるべきだ、こう思いますが、大臣ひとつ、これは共済事業団に対しても現在とつております指導を、私どういう指導をしていいのかわかりませんけれども、文字どおりこの法文に沿つたより中小企業のための運用というものについてこれは格段の御配慮を图つていただきたいと私は思いますし、還元融資についても、ちょっと七・一%ではそのウェートとが低いと、こう思いますので、この点について大臣の今後の御努力をお願いできますか。

○國務大臣(長谷川峻君) これは直接この問題に關係ないかもしれません、私は来年度予算を労働省でいろいろ研究するに当たりまして、この国會で、衆議院、參議院両委員会において御議論のあつたものを一遍ずつと洗つておきます。そういう中にまた労働省の予算も考えるべきじゃないか、もちろんそれはおっしゃられたこと全部入れるわけにいかないものもございましょう。しかし、どういうものが議論であったかということを改めてリハーサルする、そういう姿勢をとつて研究しておりますから、この委員会で御議論の出たものも私は關係各方面と検討いたしまして、研究いたしまして、いろいろ問題点について洗つてみたい、あるいは推進してみたい、こういうお話を御理解を願つております。

○炳谷道一君 私は来年度予算となることになると、財投関係で資金運用部預託金をどの程度にするか、これは確かに予算とは関連しますけれども、その他の項目につきましては、予算というよ

りもむしろ運用によってこれは困れる問題だと思ふ。まあ、今まで本委員会で出した意見を洗い直して、それぞれ意に沿うように努力するということは、これはありがたいと思いますけれども、さほど大きさでなくとも、これは大臣の決断と指導いかんによって直せる問題がたくさんあるわけでござりますから、その点ひとつ来年を待たずしても大臣権限で行い得るものにつきましては、ぜひ本制度を育成する意味においても、大臣としての御努力を強くこれまた求めておきたいと思います。

それから最後でございますが、国庫補助の方の問題でござります。

確かに今回の改正で四百円が八百円の掛金になつたということによつて自動的に国庫補助はふくらみます。審議会の答申の中の半分はこれによつて沿いたと、こう評価をいたしますけれども、もう一つ、審議会は「掛金納付が長期にわたる者については、国庫補助のあり方を検討すべきである。」という建議を行つております。これは本法の改正には、残念ながら盛り込まれていませんけれどござります。今後この建議に沿うために労働省としてどういう方針を持つて臨まれようとしているのかお伺いをいたします。

○政府委員(東村金之助君) 確かに建議にはそういう趣旨のものが出ておりまして、私どももできるだけの努力をしたわけでございますが、全体の予算が額としてはふえておりますが、いま先生のおっしゃつたような質的な問題については、今回は実現できなかつたわけでございます。私どももできれば長期の在籍者について優遇するというたてまえでございますので、そういう人に厚く国の補助が行くようによつて姿勢は変えておりません。したがいまして、これは今回だけの問題としてではなくて、次の機会はいつになるかこればかりませんが、われわれの姿勢としては、やはり長期の者に厚く行くようによつて姿勢は貫いてまいりたい、かように考えております。

したけれども、ただいままでの質問で明らかにならなかったように、この制度の基本的改革についてなるべく再計算の期間を早めて、その間鏡的努力することによって対処しなければならない問題点がござります。この点はこの点でひとつ本日の答弁を生かして御努力を願いたいと思いますが、しかし、制度の改革を待たずしても、労働行政の中で本制度を生かすも殺すもそこにかかるといふいう問題が数多くあることを私は指摘をいたしました。本制度に私は賛成する者の一人でござりますけれども、そのためにもこの制度を実らしてもらいたいと強く要望いたしておりますので、最後に、大臣に対して積極的な行政姿勢を持ってひとつ本制度の実を上げるような御努力を強く希望いたしますとして私の質問を終わります。

○山崎昇君 文字どおり最後の質問者として、二、三大臣の見解を聞きながら、議題になっております法律案の内容を確認をしていただきたいと思ふんです。

いままだ春闇で問題が解決しない労使間もありますけれども、大筋は春闇という形が收拾されたのではないだろうかと、こう私は思います。そこで、労働組合対資本側の闘いというのは、勝った負けたというゲームではありませんから、そういう表現は私は適切でないと思います。

そこで、大臣にお聞きをしたい第一点は、今後の春闇は、政府側としては大体政府の見込んだところ進んでいった、言うならば政府が考えているような成果が上がった春闇だとあなた方はお考えになるのか、あるいはもしそうでないとすれば、この春闇はまだどういう点に問題があるとお考をになるのか、まずその辺からお聞きをしておきたいと思います。

○國務大臣（長谷川峻君） 貨金は、先生御承知のとおり政府が介入するものではございません。私は、やはりいまの時代に、単なる春闇対策とかそういう問題じやなくして、やはり世界が物価高、雇用不安、不景気、これをどうして切り抜けるかということが各国がみんな苦心しているところだ

と。そこににおいて一番大事なことは、やはり物価の御理解を得まして一四・二%ということができました。こういうものなどが一つの大きな柱となりまして、労使の間において勝った負けたということがないように、まさに私は国民生活全体の問題としていまのようないいものであります。そこで、私は、組合の諸君によくお会いします」となしに、まさに私は国民生活全体の問題としていたわけであります。これに一生懸命国民各位の御理解を得まして一四・二%ということができました。こういうものなどが一つの大きな柱となりまして、労使の間に決まりつてあります。そこで、私は、組合の諸君によくお会いします」ということになりました。こういうものなどが一つの大きな柱となりました。そこで、私は、組合の諸君によくお会いします」というと、一時は五%程度というものを労働省なり政府が言うけれども、それが実現しないときには一体おまえは責任をとるのかといふ御議論もございました。しかし、これは国民連帯の姿において一四・二%、そしていまから先は労使の間に言うところの来年三月末消費者物価一けた台、ここでぜひ実現してくれと、それが自分たちの生活を守るものである、こう言われておりますので、國民全体のまた大きな問題じやなかろうか、こういうふうに考えております。

等もありますから、俗に新聞では総評が敗北宣言をしたとやら、あるいは政府は思惑どおりといったやうな表現がありますが、私はそういうことを抜きにして、政府としてはおおむね、これから対策等を考えればこの春闇としては政府の考えた方向を行ったんだと、落ちついているんだと、こう判断されるのかどうかということをお聞きをしているわけです。

○山崎君 どう表現しようとも、たとえば福田副総理なんかは、なだらかな賃上げで、まあまあ政府の考え方と致したというような言い方もしておる。そういう点からいけば、いま労働大臣はなかなか苦心した物の言いかをしておりますが、私も判断するのに、やっぱり政府としては、この春闘はまあおれらの考えたとおり一応は進んだんだと、こうお考えだらうと、こう思うんで。

そこで、あなたがいま盛んに物価の話をされますが、おいおいまあ聞いてまいりますが、そこで私は物価と賃金の問題について、きょう、これはとても短かい時間で議論するだけの時間はありません。ありませんが、一、二私どもの考え方を述べておきたいと思うんですが、これはあるアメリカの学者でありますけれども、賃金が上がったから物価が上がったのか、物価が上がったから賃金が上がったのか調べてみた。物価が上がったから賃金が上がったといふ事実は幾らでも探すことできましたが、賃金が上がったから物価が上がったから物価が上がったのか、物価が上がったから賃金が上がったのか探すことは困難であった。これが賃金と物価の関係でありますという学説もある。あ

するいは、経済企画庁に熊谷委員会というのがありますが、これは日本経済調査会という名前でやっています。その中に大川委員会といいうのがあります。して、この発表によりますといいうと、日本には賃金インフレはない、あるいは利潤インフレである、企業の利潤が物価を上げるのであるといいう、こういうまた発表もある。あるいは賃金問題の権威と言われます金子美雄さんの論文を見るといいうと、日本の学者や経済評論家は、賃金と物価の問題については何にも知らない。ただ賃金だけが物価を上げるような宣伝は間違いだという、こういいう考え方もある。しかし、今日まで政府あるいは日経連等がとつてまいりましたのは、この物価といいうのはほとんど何か賃金だけが原因みたいな言葉を上げる方が大宣伝されているわけです。しかし、そうではない。そこでいま盛んにあなたたちは物価、物価と言つたからまあとど、こう言う。もしそうだとすれば、これから物価が上がっていくといいうことを、福田副総理の話によれば、なだらかな賃上げではないか。私は逆な言葉で言えば、やはり賃金はどんどんに低く抑えたとしても、そのときの経済政策を誤れば、物価は上がるものなんだということにならざるを得ない。それを政府みずからが証明することになると思うんです。そういう意味では、一体これから政府は物価に対してどういうふうにとつていかれるようとするのか、もう一遍聞いておきたい。

末のこれは、本当に今まで以上の努力でがんばっていかなければならぬ、こういうふうに私はちは考えている。私なんかは先だって地方で講演した場合にも申し上げ、あるいは日経連の総会に招かれた場合に、三木總理が出席しないで私が参りましたが、その際に私がそこで演説をしましたことは、いまから先、企業の方々が自分の製品を値上がりするというふうなことがある場合には、裸でもって国民の理解をもらうために裸になつて、そして経理公開も辞さないような姿でいかないきやいけません。それぞれがやっぱり社会的責任を持つべきだ、こういうふうな姿勢をとつておりますし、そういう姿勢の中に、いまから先の物価抑制に労働省のたてまえからも推進してまいりたい、こういう考え方であります。

ござりますから、これはときにはそれそれか立場から試行錯誤というふうなお話もあるでしようけれども、国内政策だけにあらずして、やはり国際要因とか、いろいろのものが考えられておりまして、日本だけが物価高じゃなくして、よその国が物価高の中に、お互いかにかにして安定を求めていくかというところに、私は努力目標を持つべきではなかろうか、こういうふうないま感じであります。

○山崎昇君 確かにいろいろな要因はあるでしよう。しかし、私は何と言つてもいま申し上げたような言葉から言つても、日本ぐらい異常な物価高はないと言われるいまの国際情勢の中で言えば、やはり日本の経済政策は誤ったと言わざるを得ない。その結果がわれわれが苦しんでいると言わざるを得ない。そこで、具体的にお聞きをいたしますが、実はきのうの読賣の夕刊に、通産省が経団連と懇談をしたときに、企業に対して物価の抑制、値上げの抑制をしてくれということを盛んに言つてゐるようあります。しかし、なかなかこれについては向う側からもかなり注文が出たようであります。したがつて、この物価を私は抑えしていく、下げるということは容易ならざる時代じゃないかというふうに一つ考えます。

もう一つは、きのうの参議院の物価等対策特別委員会で、わが党の対馬君から、それならば政府は自治省の事務次官通達で、公営企業や水道料金や、公共料金を上げなさいと、物価を上げることについて促進をしているのではないか、一体これは政府の物価抑制政策とどうなるのだという質問で政府がちょっと困っている。経済企画庁は待つたかけたそうであります、すでにこの通達は出でて、各自治体は地方財政の問題もありますが、いま弱っていると思われる。そういう点から考えますと、私はこのどちらも政府のやつております物価政策というのはちぐはぐではないだらうか、極端な表現を使えば、マッチボンブではないであらうか、片一方では物価を抑えます、物価を抑えますと言ひ、片一方ではどんどん上げるようなことば

かりやつて、これがいまのあなたの方のやつている実は状態ではないであらうか、だから、もう少し言わしてもらなれば、ある経済評論家は、いまやわが国の経済はリング・リング・プラザーの喜劇を見る思いがする。四人の気狂いじみた男が自動車に乗り、一人はアクセルを踏み、一人はブレーキを踏み、一人はハンドルを握り、一人はけたたましくクラクションを鳴らしている姿だと、こう言う。一体あなたが考えておりますこれから日本の日本経済というのは、あるいは物価とこれは本当にどうされるのか、どうも私ども見ておりますと、ちぐはぐでどうにもならぬのだ、そういう意味でしつかりした物価政策なり経済政策というものをあなたから聞いておきたい。

○國務大臣(長谷川峻君) いま自治省の話が出来ましたが、私もそういう通達が出たことを、自分の県の東京事務所長から聞いて、その通知を実は私がもらったところであります。やはり、気がついたものに対しても、全部フォローして、全体で私は推進していかなければならぬ。そのうちに經濟企画庁が警告を発し、いろいろなことをやっていることも知っているわけであります。一方私たちの立場からしますといふと、何さま經濟官庁そのものじゃありませんけれども、何と言つたつて働く諸君と付き合う役所であります。その背景にいる奥さん方の顔を見ている役所であります。でありますから、ちぐはぐもあるだろが、そのちぐはぐを一つ一つ氣のついたものを抑えていく。ですから電力は今年は値上げしない、こういう通知を見ましたから、私は九電力の社長に全部手紙を出しました。いいことをやつてもらつたと言つて、社長は直接顔は知りません。たとえば全農がトントン当たり八千円今度銅料を下げたでしよう、為替が高いから。それはいいことですと言つて全農の会長に手紙を出しました。さらに家電がいまのような時代に二七・八%が下がった。それはいままでのような飾り物を全部なくして購買力をとるためやつた。私はサンヨーも松下さんも直接知りません。しかし、そういうところへ手紙を出しま

して、そういううまねをほかの企業者にもやらしてくさいと、こういうふうに実は申し上げたよくなこととして、私はこれは本当に総合政策で、政府だけにできることにはあらず企業者もやることと、あるいはまたこれらは自由競争のことですかと、選択の時代でもありますから、そういう全体のムードの中に私は物価というものをやつていかなきやいかぬのじやないか、いま私たちがうちやましく思つことは、西ドイツが7%です。第一次、第二次世界大戦のいろんな経験を得たところであるから、なるほど全部で物価を抑制しているんだなあという感じ方を持ちつつ、いろんなことを参考しながら御指摘いただきましたようなことを材料にして、一つ一つの問題に、物価抑制に真剣に労働省の立場からも当たつてまいりたい、こう思つております。

○山崎昇君 あなたがそれだけ言うんですから、物価が恐らく落ち着くんでしょう、ね。落ち着かなければ、これは大変なことになりますよ。この点は申し上げておきたいと思う。

そこで、物価の問題もいまざることながら、もう一つ、いまの經濟動向として相矛盾する問題に、總需要抑制と景気の浮揚という問題がござります。そこで、いま一番労働者の中に問題になっている一つの問題として、失業の問題があります。したがって、これから労働省としてはこの経済見通しと関連をして、雇用政策というものをどうふうに進めいかれようとするのか、これも聞いておきたい。

○國務大臣(長谷川峻君) 長くなりますが、どちらも、やはり皆さん方にお願い申し上げまして、雇用保険法を御審議いただいたことも、実は失業者を出さないための一つの法案でございました。それがいいささかも役に立つておられるという評価もいります。しかし、いま求人倍率によるところのいろんな手当などもありつつ、いよいよ失業、雇用条件が大変なときですから、四、五日前も全国の職安課長を呼んで、改めてこういふ事態の説明をしながら、本当に地方地方で真剣に職場をお手伝いするような、まず人間が中心であります。で、身体障害者雇用促進法に基づきます雇用率というものがございまして、これは民間の企業、それから官公庁等、それぞれ決めてござります。先生のお話もございましたように、民間の場合の雇用率の達成状況は大企業の中に芳しくないものがいるということも事実でございます。したがいまして、そうした面の雇用の促進を図るという意味で、実はせんべつてもその雇用率の達成状況の公表制度というものを今年度から設けてやつていくということにもいたしております。

おいて労働省とすればやはり人間を中心にして何人働くことによってその地方が生きるとか、家庭が生きるとかいうふうな雇用計画をやはり再整備する時代じやなかろうか、こういう構えで実は検討をさしております。

○山崎昇君 検討をさしておるのはいいんです。

が、現実問題として片やでは總需要抑制で物すごく不況という波になつてゐる。片方では景気の浮揚策を图れと言う、そしていま失業者は私は何万

か知りませんが、おおむね百八十万ぐらいと聞いています。そうすると、これらを本当に解消するためには、この相反する經濟政策というのをどういう

ふうに調整しながらやるかということは大変私はむずかしい問題だと思うんだが、労働省としては

この失業問題解決のためにいまの經濟政策はどういうふうに、それじやどういう点を改めていこう

というのか、もう一遍聞いておきたい。

○國務大臣(長谷川峻君) 経済閣僚懇談会に私も出席しております、福田副総理を中心にして

あたりの言葉もござります。ある場合には組合の中にも一時そういう声などもありました。しか

し、やっぱりここは歯を食いしばつても物価安定

の方が賃金をもらう方にも大事だ、どこでもフリ

クションがあるわけですから、フリクションなし

よろしいといふわけにいかぬのじやないか。ここ

のやつぱりがまんのしどころ、一方においては雇用調整給付金の問題もあり、あるいは雇用保険法

によるところのいろんな手当などもありつつ、い

特に身体障害者にそうしたしわ寄せが寄せられてきつつあるという傾向もうかがわれますので、私どもとしては、現在身体障害者雇用促進法等に基づいての再就職促進策をやつておりますが、ます

ます。数字を申し上げますと、この五十年一月で身

体障害者の方で求職申込みをされた方が一万三

千九百四十一人おられまして、そのうち就職され

ましたのが七千五百五十人ということがあります。

で、身体障害者雇用促進法に基づきます雇用率

といふものがございまして、これは民間の企

業、それから官公庁等、それぞれ決めてございま

す。先生のお話もございましたように、民間の場

合の雇用率の達成状況は大企業の中に芳しくない

ものがいるということも事実でございます。した

がいまして、そうした面の雇用の促進を図るとい

う意味で、実はせんべつともその雇用率の達成状

況の公表制度というものを今年度から設けてやつ

ていくということにもいたしております。

○説明員(小笠義朗君) 最近の雇用不安の中で、まさに身体障害者にそうしたしわ寄せが寄せられてきつつあるという傾向もうかがわれますので、私どもとしては、現在身体障害者雇用促進法等に基づいての再就職促進策をやつておりますが、ますます。したがつて、これから労働省としてはこの経済見通しと関連をして、雇用政策というものをどうふうに進めいかれようとするのか、これも聞いておきたい。

○説明員(小笠義朗君) 最近の雇用不安の中で、まさに身体障害者にそうしたしわ寄せが寄せられてきつつあるという傾向もうかがわれますので、私どもとしては、現在身体障害者雇用促進法等に基づいての再就職促進策をやつておりますが、ますます数字を申し上げますと、この五十年一月で身体障害者の方で求職申込みをされた方が一万三千九百四十一人おられまして、そのうち就職されましたのが七千五百五十人ということがあります。で、身体障害者雇用促進法に基づきます雇用率といふものがございまして、これは民間の企業、それから官公庁等、それぞれ決めてございま

○**持つもの**といふうちに期待されますので、公表制度を活用すると同時に、現在あります雇用保険法に基づきます身体障害者の雇用促進策、それとともに求人開拓を精力的にやる、こうした対策でもって対処してまいりたいと思います。

○**山崎昇君**　あのね、時間ないものだから、詳しく述べましたやつを、官庁、民間、そして規模別、職種別に分けてね、これはひとつ資料として出してもらいたい。その上で、私どもまた改めて後日質問をさせていただきたい、こう思いますから、これは委員長にひとつお願いをしておきました。

○**説明員(小堀義朗君)**　先生お求めの資料、提出

で私が公表制度ということを言うただけでも、大企業の方はこれに対し対応する姿をとつておりますが、さらにまた雇用保険法が通過した後に置いてもいろいろな施策が行われ、私はわりにこううところをよく歩いて、何とかこういう一番しわ寄せのある諸君にこれが来ないよう、また、こういう人々が就職したら一生懸命なんですから、そういう人々が簡単に職場の外へ追い出されないようにやっていることも御理解いただきたいと思

がら、その就職をした仕事がきわめて劣悪だとすること、加えて賃金がものすごく安いということ、そして、女性の場合はさらに格差がひどいということ。こういう点は、ひとつ労働省でも十分判断されて、こういう問題についての対処をしてもらいたいと思うんですが、具体的にどういう方法をとつていくのか、もう一遍、ひとつ、説明願いたい。

在でもござります。これはいろいろ事務的に、事務的というか、範囲が広い問題でございますので、部会を幾つかに分けまして、公務員の問題、それから一般民間の事業場の問題等々について検討を進めているところでございます。なお、中間的な報告といいますか、まとめ事務的には出ておりますが、まだそれが正規のものになつてゐるわけではございません。今後も現在の週休二日制等の動きを踏まえながら、この問題についてさら

○説明員（小堀義朗君） 先生お求めの資料、提出いたしたいと思います。

○山崎昇君 続いて、大臣にお聞きをしたいんで
すが、身体障害者の雇用状況もあんまり芳しくな
い。わけてもまたもう一つ問題になりますのは中
途退職者が再就職することもまたさわめて困難な
状況にあるのですね。そこで、私は二、三日前東
京都の労働局へ参りまして、東京都の労働局で調
べた資料をもらってまいりました。これによりま
で出してもらいたい。その上で、私どもまた改め
て後日質問をさしていただきたい、こう思います
から、これは委員長にひとつお願いをしておきた
いと思います。

それからもう一つは、中途退職者、さらにまた高年齢者、日本はこれは高年齢者社会になるもんですから、こういう方々にやはり企業にいる間にでもやつぱり再訓練を自分でするよりなかつこううつくつしていく、新しいやつぱり時代というものをつくらなきいやかぬのじやないか。まさにいまから先の問題は、こうした人々の再就職について、それから本人に再訓練、自分の意欲においてやっていくという、そういう意欲を持たせるチャンスと、それを活用する雰囲気、これを私は願わぬなきやならぬのじやないかと思って、予算等々がありますものを十二分に活用するようやらしていきます。

勢にあることは御指摘のとおりでございます。そこで私どもとしましては、求人開拓が基本にあることは当然なんですが、こうした不況の中ではなかなか思わしくない面も正直ございます。しかし、まず何よりもその点に力を注ぐと同時に、四月から雇用保険法で新しく高齢者雇用奨励金という制度もつくれました。これは企業に対して支給されるものではござりますけれども、従来の身障者の雇用奨励金と同じよう、定年でやめられた方々が再就職する際に賃金も下がるというような面を考慮しつづくられた制度でございまして、そぞした雇用奨励金制度も活用してそうした賃金の低下というものをできるだけ防いでいきたい、ということをやっているところでございます。

○山崎昇君 いまも存続されているという説明です。私の調べたところによれば、第一部会というのが非現業公務員関係で、幹事になつております。省は労働省と運輸省。これが第四部までありますて、第四部が民間企業関係、幹事が労働省と通じて、省と、こうなつていて。そのわりあいには、昭和四十七年に関係閣僚懇談会ができたわりあいには、これら問題の処理が私はあまり進展してないんじやないか、こう考へるんですが、一体これから、この新聞報道にもありますように、民間の六十年定期年というものを本当に実現するためにはどういう手順でやっていくのか。あるいは、週休二日制というものはかなり進んでいるようではあります。

とね、これは中高年齢層の就職という問題とも関連をしますけれども、ほとんどまあ雑役、守衛、監視、そしてやめた者の就職というのはわざわざ一割か二割ぐらい、賃金は大体平均賃金の八割五分ぐらい、いい方です。悪い方になります」というと、大体七割前後、こういうことで、この中途退職者の再就職というのが、もちろん年齢の問題加味いたしますが、きわめて困難な状況にあります。こういうものについて、政府はまだどういふうにお考えになつてゐるのか、これも聞いておきたいと思います。

料を見ると、四十五歳過ぎてまいりますといふと、特殊な能力のある者、技術のある者は別で、す、ほとんどその内容が雑役、それから清掃夫、こういう内容ですね。それから、もしも女人の人の場合になりますといふと、もう三十を過ぎるとなつかなか困難である、こういう状況であるわけですね。さらには問題になりますのは、ことし、国際婦人年でもありますけれども、男女の賃金格差を目指しますといふと、二十歳代から二十五歳代ぐらいでは、大体男と女の賃金格差といふのは、一〇〇対八五ぐらいです。ところが、三十を過ぎてまい

具体的に指導するのも結構だし、何するのもいいなんですが、現実的に解決するようにしてもらいたい、このことを強く申し上げておきたい。
それから、次にお聞きしたいのは、最近労働省はこの定期制の延長についてかなり積極的だと、ぼくら聞いています。そこで、お聞きをしますが、昭和四十七年の九月十四日の閣議で、週休二日制・定期制延長問題閣僚懇談会というのがあるようです。これは今日も存続をさうしているんですか。そして、もしあるとすれば、どういうことがこの中で審議をされ、具体的にどう

法の改正とも関連いたしますけれども、これまでどういうふうに具体的に指導されていくのか、もう少しひどつ説明願いたい。

○政府委員(東村金之助君) 具体的には主として定年制よりは週休二日制の問題を取り上げて各労会でおやりになつてているようございます。で、民間の問題については、銀行の週休二日制との連においてやはりさらに問題を煮詰めて、こういう動きがあると聞いておりますし、また私どもその一員になつておるわけでございます。この問題とは別にいたしまして、週休二日制は

○田村大臣(長谷川鳴春) 数字ばかり絶えず説明が
ら答弁せますけれども、最初の心身障害者の問
題は労働省の重点施策でございまして、国会の場

高い賃金が低いという格差になつてゐる。こうした東京都の実態を見ると、就職もさることな

○政府委員（東村金之助君） その閣僚懇談会はあります。

体的な数字をごく簡単に申し上げますと、四十一年九月末現在の労働省の調査によりますと、規格

三十人以上の企業の四二・八%。実はこれは四十八年では三〇%でございました。四二・八%。労働者の場合には六七・五%，これは四十八年では五四・七%でございました。これが何らかの形で週休二日制を取り入れているという姿が出てまいりました。そこで、私どもはこの閣僚懇談会とは別の行政のベースといたしまして、さらにこの問題を進めるという姿勢から、現在いろいろ景気の問題、不景気の問題、雇用の問題等ございますが、そういうものを加味しながら、中小企業を念頭に置きまして、これを団体でつかまえまして、団体ごとに段階的、計画的にこの週休二日制の問題をさらに進めていこう、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 この問題は、定年制の問題と言い、週休二日制の問題と言い、私はやっぱり大変重要な問題、特に定年制の問題は再雇用の問題その他とも関連してまいりますし、それから収入との問題も関連してまいりますから、あるいはその他年金との問題も関連してまいりますから、きわめて重要だと思います。きょうは触れておくだけにいたしますが、この点はひとつ積極的に労働者としても進めてもらいたいということを申し上げておきます。

それからその次に、いま雇用の問題と関連して、重要なのは労働者の災害問題がございまして、最近の労働者災害についてどんな傾向にあるのか、御説明いただきたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) わが国の労働災害のことがござりますが、これは終戦直後から十六年ごろからはその横ばいが下降に転じてまいりました。具体的に申し上げますと、死亡者数で、いま申しましたように、三十六年ごろからしばらくの間六千人を超えるような数字が出ておったわけでございますが、いま申しました、四十六年ごろからは五千人台と減ってまいりまして、四

十九年には、つまり去年は四千三百三十人とかなりの改善を見ているということでございます。もちろんこの数字は改善を見ているとは言いながら、まだまだ高い数字であるとは私ども考えておりますが、そういう傾向になつております。しかし、これは別の問題といたしまして職業性疾病の発生ということが同時に注目されつつござります。当委員会におきましてもいろいろ問題をお取り上げになられて御審議を頗ったところでございますが、この問題は全体の量的な問題とは別途に質的な問題として今後対処をしていかなければならぬ、検討していかなければならぬ問題だと私ども考えております。

○山崎昇君 私は戦後の労働災害並びに交通事故をずっと調べてみまして実は大変な数字です。これは労働省で調べたもの、警察で調べたもの、私なりに統計をとつてみた。たとえば交通事故で言ふならば、昭和二十一年から四十八年までの数字であります。死んだ者二十七万六千九百二十人、負傷もこれいろいろあります。九百六十九万三千七百六十八人、合わせて九百九十七万六千八十八人という数字になる。もう一つ労働災害の方を調べてみると、これは昭和二十三年から四八年までの統計を足してみると、死亡した者十四万一千百四十五人、けがした者九百五十四万四千八百九十三人、合計九百六十八万六千三百八人という数字になる。そうすると、私は交通事故と労働災害を比較をして、死んだ者はなるほど少し少しが、けがした者は、多少内容的にはあると思う、あると思いますが、けがした者はほぼ交通事故と労働災害が匹敵をする。これは大変なことではないだろうかと思う。そして、絶対にござりますが、死んだ者は死んでいるかけでね。けがした者が一千九百万だ。合わせまして千九百六十五万人というものが死んでいるかけでいると、こうなる。大体日本人五人に一人は死んでいるかけがしたかという形になつてきちゃっている。

○山崎昇君 この問題は、まさにこういう状況になりますといふと、中小企業等々で建築その他で非常に災害が多くなる、どういう認識を持っています。そして、平和とか人命尊重とか言つております。そして、平和とか人命尊重とか言つても、交通事故で一昨年かは一万七千人、これは私は盛岡の国体で選手入場者一万七千を見たけれども、この人間が交通事故で死ぬ、こういうことを思い、それと同時に最近お互いの努力によりまして工場災害においては四千人台までになりましたが、やっぱりこういうふうな監督行政をしっかりとやらなければならぬ、こう思つて、これこそ十分に徹底的に持つていてる力、持つていてる法律そういうものをしっかりと適用してまいりたい、こう思つております。

○山崎昇君 このは先日も言いましたけれども、労働災害は何も基準監督官だけをやせばいいといふものではない。それにも大臣、私は北海道で聞くと本当に事業所を点検するには十四年に一

遍しか行かないという、いまの陣容では。こういふことを考えるときに、私は改めて定員問題と業務量といふものをやりたいと思うが、いずれにしても、これだけの人命を失い、これだけのが人命を失っているから、少なくとも労働省とし

そういう意味で私は交通事故と並んで労働災害のけがといふものはものすごく多い、これは数字的に見てもゆゆしい問題じゃないかと思う。いま局長から多少横ばい状態にあるといふ。それでも、これは別に問題といたしまして職業性疾病の発生ということが同時に注目されつつござります。当委員会におきましてもいろいろ問題をお取り上げになられて御審議を頗ったところでございますが、この問題は全体の量的な問題とは別途に質的な問題として今後対処をしていかなければならぬ、検討していかなければならぬ問題だと私ども考えております。

○山崎昇君 私は戦後の労働災害並びに交通事故をずっと調べてみまして実は大変な数字です。これは労働省で調べたもの、警察で調べたもの、私なりに統計をとつてみた。たとえば交通事故で言ふならば、昭和二十一年から四十八年までの数字であります。死んだ者二十七万六千九百二十人、負傷もこれいろいろあります。九百六十九万三千七百六十八人、合わせて九百九十七万六千八十八人という数字になる。もう一つ労働災害の方を調べてみると、これは昭和二十三年から四八年までの統計を足してみると、死亡した者十四万一千百四十五人、けがした者九百五十四万四千八百九十三人、合計九百六十八万六千三百八人という数字になる。そうすると、私は交通事故と労働災害を比較をして、死んだ者はなるほど少し少しが、けがした者は、多少内容的にはあると思う、あると思いますが、けがした者はほぼ交通事故と労働災害が匹敵をする。これは大変なことではないだろうかと思う。そして、絶対にござりますが、死んだ者は死んでいるかけでね。けがした者が一千九百万だ。合わせまして千九百六十五万人というものが死んでいるかけでいると、こうなる。大体日本人五人に一人は死んでいるかけがしたかという形になつてきちゃっている。

○山崎昇君 この問題は、まさにこういう状況になりますといふと、中小企業等々で建築その他で非常に災害が多くなる、どういう認識を持っています。そして、平和とか人命尊重とか言つても、交通事故で一昨年かは一万七千人、これは私は盛岡の国体で選手入場者一万七千を見たけれども、この人間が交通事故で死ぬ、こういうことを思い、それと同時に最近お互いの努力によりまして工場災害においては四千人台までになりましたが、やっぱりこういうふうな監督行政をしっかりとやらなければならぬ、こう思つて、これこそ十分に徹底的に持つていてる力、持つていてる法律そういうものをしっかりと適用してまいりたい、こう思つております。

○山崎昇君 このは先日も言いましたけれども、労働災害は何も基準監督官だけをやせばいいといふものではない。それにも大臣、私は北海道で聞くと本当に事業所を点検するには十四年に一

遍しか行かないという、いまの陣容では。こういふことを考えるときに、私は改めて定員問題と業務量といふものをやりたいと思うが、いずれにしても、これだけの人命を失い、これだけのが人命を失っているから、少なくとも労働省とし

ましてはこれらの問題もつとつとひとつの積極的に見てもややしい問題じゃないかと思う。いま

それから次に、先般新聞で大々的に雇用問題構想の混亂が起きているし、私どものところにも手紙

や電話やら、どういうふうになるんですかといふところないと言うなら、それがそういう新聞記

の雇用問題構想というのが本当にあるのか、あるのならばその概要はどういうものなのか、もしいま

のところないと言うなら、だれがそういう新聞記者会見等をやつたのか、あるいは見込み記事で

し労働省は労働災害について具体的に指導するなり、なくするなり、そういう方策というものを考

えてもらいたいと思うのですが、大臣の決意だけ

きよう聞いておきたい。

○国務大臣(長谷川豊君) 私は、まさにこういう不況になりますといふと、中小企業等々で建築その他で非常に災害が多くなる、どういう認識を持つております。そして、平和とか人命尊重とか言つております。そして、平和とか人命尊重とか言つても、交通事故で一昨年かは一万七千人、これは私は盛岡の国体で選手入場者一万七千を見たけれども、この人間が交通事故で死ぬ、こういうことを思い、それと同時に最近お互いの努力によりまして工場災害においては四千人台までになりましたが、やっぱりこういうふうな監督行政をしっかりとやらなければならぬ、こう思つて、これこそ十分に徹底的に持つていてる力、持つていてる法律そういうものをしっかりと適用してまいりたい、こう思つております。

○政府委員(青木勇之助君) お答え申し上げます。

いま先生御質問にございましたように、日本経済新聞等に雇用問題構想といふ報道がございましたが、これら新聞に報道されました雇用問題とは別個に切り離してこの問題についてはお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(青木勇之助君) お答え申し上げます。

いま先生御質問にございましたように、日本経

済新聞等に雇用問題構想といふ報道がございましたが、これら新聞に報道されました雇用問題とは別個に切り離してこの問題についてはお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(青木勇之助君) お答え申し上げます。

○政府委員(青木勇之助君) 今後の安定成長経済下におきまして雇用問題が非常に重要な問題に相なつてまいります。そういう観点からここ数年来いろんな検討が内々もちろん行われておりまして、その中におきまして雇用庁構想というのもも論議された経緯はござります。ございますが、省としてそういう仕組みをとるかどうかという点につきましてはまだ結論は出ておりません。

○山崎昇君 これは余り私は深追いするつもりも

ありませんがね、ただ、あれだけ報道されますと
いうと、やっぱり行政機構の問題でありますだけ
に、関係する者というものはいろんな類推もいた
しますし混亂も起きますから、そういう点は慎重
にしてもらいたい。私は、きょうこの段階では労
働省としては正式に何もやっておりません、こう
いうふうに理解をしておきたいと思うんです。
そこで、時間も迫つてまいりましたから、最後
に、いま議題になつております中小企業退職金に
ついて二、三お尋ねをして質問を終えたいと思う
んですが、大臣、退職金の性格といふものは、こ
れは労働者としてどういうふうにお考えになつて
おるのかお聞きをしたいと思います。

けど、それが正しく、労働省としてはどの説をとっているかという性質のものではないようにも思えますが、私どもの勉強が足らない点もありますが、こういう性格論もさることながら、個々の退職金の内容について労使は、あるいは使用者はそれをどういうふうに認識しているか、そういう性質のものではないかと思ひます。

○山崎昇君 いやそうでないんだ。私が聞きたいたいのは、もちろん学説のあることは私も知っています。大さっぱり申し上げて、大体学説九つある。集約して三つぐらいに分かれるという、それは私も承知しているんです。労働省はこういう法律をつくって労働者を保護すると、こう言うんだから、一体あなた方自身としてはこの退職金というものはこういうものですよと、ある程度中心的な考え方がなければおかしいと思うんだ、立法作業者上。そういう意味で労働省の考えておる退職金の性格というものを聞いておきたいというんだ。それがいまいいか悪いかなんていう論争する意味じゃありません。ありませんが、聞いておきたい。

○政府委員(東村金之助君) この中小企業の退職金制度と言いますのは、繰り返して申し上げます

やり方にしても、きわめて低い。こういう状況になつてくるんです。たとえばどの説をとるにいたしましても、私は大ざっぱに三つあるとあなたの古もあつたから、それに基づいて仮に言つても、企業に対する功績だといつても、あの内容で功績にふさわしいものにはなつてこない。二つ目には、賃金の後払いだと言う。これは本当はきょうです

ね、時間があれば私は、日本の賃金体系について労働省の見解も聞きたいと思つた。しかし、時間がないからやめますが、賃金の後払いということになるというと労働に対する報酬としては、動いている間に満足なものは払つてないから足りない分、後から払うところなる。そういう意味で言うならば、これまた不明確だ。低い、あるいは社会保障的な意味だというならば、とてもじやないけれども老後のこんなもんでも保障にならない。あるいは再就職に対する支度金の補助だなんて言つたってこんなもので再就職の支度金にもならない。そういう意味ではどういう点から考えたって、この性格があいまいなだけに、出てきた結論があるという。その一つはよい従業員を雇用することだという、二つ目は従業員の労働意欲を高めることだという、三つ目は従業員の退職後の生活の安定に寄与することだという。これが大体この中小企業退職金のメリットのようあります。そこで十五年たったんですが、このメリットが具体的に効果を上げているのかどうか、もし上がつてこの退職金の性格が不明確ですから、結論としてどういう角度から考えてべきをみて低い。とてもこれによって労働者をどうしようなんていうものになつてない。こういうことだということをまず冒頭に申し上げておきます。そこで具体的に二、三お聞きいたしますが、この中小企業退職金制度ができまして十五年たちました。そして今日まで皆さん方の説明によるといふと、三つのメリットがあるという。その一つはよい従業員を雇用することだという、二つ目は従業員の労働意欲を高めることだという、三つ目は従業員の退職後の生活の安定に寄与することだという。これが大体この中小企業退職金のメリットのようあります。そこで十五年たったんですが、このメリットが具体的に効果を上げているのかどうか、もし上がつて

われであります。ところが退職金とか年金をもらうときになりますといふと、本俸だけ基礎にして計算するからきわめて生活が維持できない、困難になつちゃうわけです。わかるでしよう。そういう意味でこの退職金の性格だとか、日本の賃金の体系といふものと関連をしてきて、私は重要だと思ってるんですが、きょうはそこまで議論できません

ようだ、これは一般に行われてゐる、中小企業等で行われてゐる退職金制度を独力で持ち得ない、そういう人たちを抱えている事業主に参加してもらうと、こういうことでございまするので、裏返して言いますと、一般に行われてゐる中小企業の退職金に準ずる性格のものと考えております。もつと具体的に言いますと、個々の労働者ごとに短期でやめられる方の退職金の性格と、長期でかなりの年齢でやめられる方々の退職金の性格と違いますので、一概には申し上げられませんが、やはり一定の生活を保障するという機能は持つておるというふうに考えております。

○山崎昇君 いや、結局は労働省はこういう立法作業をやるんだけれども、この退職金の性格といふのはあいまいになつてゐる。あいまいだから、それから出てまいります金額にいたしましても、

は、これ以上やるうとは思いませんが、いずれにいたしましても、この退職金の性格というものについては、もう少し労働省の見解というものを示す時期を早めてもらいたい。のことだけ要望しておきたいと思います。なぜ私がこういうことを聞くかなどと、実は日本のこの賃金体系というのは、単身者を中心とした賃金体系になつてゐる。だからたとえば人事院勧告一つ見ましても、東京で十八歳の男の子が生活するにはこれだけ要りますというものが基本になつて、それに定期昇給等加えて、御存じのとおり等級に割つて職務給だという名前がくつついているだけ。だからなんだんなんなん年とつていけば幾らか賃金上りますよ。それでは生活できないものだから、御案内のとおりいろんな手当がくつついで、総収入で月収という言葉で賃金みたいなつかこうになつてゐる

ないとはすれば今後具体的にどういうメリットを上げていいこうとするのか、この点をお聞きをしておきたい。

○政府委員(東村金之助君) 退職金の性格論、また別途おやりになるというお話をございますが、いずれにいたしましても、これ中小企業が自主的に共済という形でやっていこうというのが原則でございます。この退職金給付の水準が低いといふ御指摘でございますが、それはやはり大企業あるいは一般の中小企業に比較して、掛金の額いかんによつては低いものも出てくると思います。しかし、それは基本的性格である共済ということでございますので、やはり事業主が高い掛け金を払うということになれば、また別な話になつてまいるわけでございます。そのことをまずお断りした方がよろしいかと思うのですが。

○山崎昇君 これは余り私は深追いするつもりもありませんがね、ただ、あれだけ報道されますと、関係する者というものはいろんな類推もいたしますし混乱も起きますから、そういう点は慎重にしてもらいたい。私は、きょうこの段階では労働省としては正式に何もやっておりません、こういうふうに理解をしておきたいと思うんです。

そこで、時間も迫つてしまりましたから、最後に、いま議題になつております中小企業退職金について二、三お尋ねをして質問を終えたいと思うんですが、大臣、退職金の性格といふものは、これは労働省としてどういうふうにお考えになつておるのかお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(長谷川峻君) 局長をして……。

○政府委員(東村金之助君) 退職金の性格論でございますが、これはいろいろ法律的・経営的な観点から見るか、経済学的な観点から見るか、経営的な観点から見るのかいろいろ問題があるうございます。

ごく一般的な性格論として言われているところは、先生御承知のとおり、労働報償的に出すのである、あるいは賃金の後払い的に出すのである、あるいは生活保障的に出すのであるというふうな議論が行われております。労働基準法では別にこ

ういう性格という問題ではなくて、それは賃金なのかどうかということで就業規則とか労働協約で明確にうたわれておれば、それは賃金であるといふふうに割り切つてあるところでござります。いずれにいたしましても、それは各企業でどういう性格を頭頭に置いてつくったかといういわば退職金をつくるときの御論議にはなるかとも思います。

○山崎昇君 いや、そうではないんだ。私が聞きたいのは、もちろん学説のすることは私も知っています。大さっぱに申し上げて、大体学説九つある。集約して三つぐらいに分かれると、それは私も承知しているんです。労働者はこういう法律をつくって労働者を保護すると、こう言うんだから、一体あなた方自身としてはこの退職金というものはこういうものでよと、ある程度中心的な考え方がなければおかしいと思うんだ、立法作業上。そういう意味で労働省の考えておる退職金の性格というものを聞いておきたいというんだ。それがいまいか悪いかなんていふ論争する意味ではない。あります。ありませんが、聞いておきたい。

○政府委員(栗村金之助君) この中小企業の退職金制度と言いますのは、繰り返して申し上げますが、よう、これは一般に行われて、中小企業等で行われている退職金制度を独力で持ち得ない、そういう人たちを抱えている事業主に参加して、もうと具体的に言いますと、個々の労働者ごとにして言いますと、一般に行われている中小企業の退職金に準ずる性格のものと考えております。もつと具体的に言いますと、個々の労働者ごとに短期でやめられる方の退職金の性格と、長期でかなりの年齢でやめられる方々の退職金の性格と違いますので、一概には申し上げられませんが、やはり一定の生活を保障するという機能は持つておるというふうに考えております。

○山崎昇君 いや、結局は労働省はこういう立法作業をやるだけれども、この退職金の性格といふのはあいまいになつて、あいまいだから、それから出てまいります金額にいたしましても、

ね、時間があれば私は、日本の賃金体系についても、労働省の見解も聞きたいと思った。しかし、時間がないからやめますが、賃金の後払いということになるというと労働に対する報酬としては、働いている間に満足なものは払ってないから足りない分、後から払うところなる。そういう意味で言うならば、これまた不明確だ。低い、あるいは社会保険的な意味だというならば、とてもじゃないけれども老後のこんなもんでは保障にならない。あるいは再就職に対する支度金の補助だなんて言つたつてこんなもので再就職の支度金にもならない。そういう意味ではどういう点から考えたって、この性格があいまいなだけに、出てきた結論はどうもお答えできないようになりますから、私は、これ以上やろうとは思いませんが、いずれにいたしましても、この退職金の性格というのについては、原則をお聞きをしているんですけど、どうもお答えできないようになりますから、私は、これ以上やろうとは思いませんが、いずれにいたしましても、この退職金の性格といふものについては、もう少し労働省の見解というものを示す時期を早めてもらいたい。このことだけ要望しておきたいと思います。なぜ私がこういうことを聞くかというと、実は日本のこの賃金体系といふのは、単身者を中心とした賃金体系になつていておきたいと思います。なぜ私がこういうことを東京で十八歳の男の子が生活するにはこれだけ要りますというのが基本になつて、それに定期昇給等加えて、御存じのとおり等級に割つて職務給である。だからたとえば人事院勧告一つ見ましても、東京で十八歳の男の子が生活するにはこれだけ要りますというのが基本になつて、それに定期昇給等加えて、御存じのとおり等級に割つて職務給である。だからたとえば人事院勧告一つ見ましても、東京で十八歳の男の子が生活するにはこれだけ要ります。それでは生活できないものだから、御案内のとおりいろんな手当がかつづいて、総収入で月収なんだんだん年とつていけば幾らか賃金上がりますよ。それでは生活できないものだから、御案内のとおりいろんな手当がかづいて、総収入で月収なんだんだん年とつていけば幾らか賃金上がりますよ。

が、いざれにいたしましても終じて言うならば、この退職金の性格が不明確ですから、結論としてどういう角度から考へてもきわめて低い。とてもこれによつて労働者をどうしようなんというものになつてない。こうのことだということをまず冒頭に申し上げておきます。そこで具体的に二、三お聞きいたしますが、この中小企業退職金制度ができまして十五年たました。そして今日まで皆さん方の説明によるといふと、三つのメリットがあるという。その一つはよい従業員を雇用することだといふ、二つ目は従業員の労働意欲を高めることだといふ、三つ目は従業員の退職後の生活の安定に寄与することだといふ。これが大体この中小企業退職金のメリットのようあります。そこで十五年たつたんですが、このメリットが具体的に効果を上げているのかどうか、もし上がってないとすれば今後具体的にどういうメリットを上げていこうとするのか、この点をお聞きをしておきたい。

○政府委員(東村金之助君) 退職金の性格論、また別途おやりになるというお話をございますが、いずれにいたしましても、これ中小企業が自主的に共済という形でやつていこうというのが原則でござります。この退職金給付の水準が低いということ御指摘でございますが、それはやはり大企業あるいは一般の中小企業に比較して、掛金の額いかんによつては低いものも出てくると思います。しかし、それは基本的性格である共済ということをございますので、やはり事業主が高い掛け金を払うということになれば、また別な話になつてしまいるわけでございます。そのことをまずお断りした方がよろしいかと思うのですが。

次に、メリットの問題でございますが、これも当委員会でございましたか、御質問があつた際にこらいうメリットがあつたと、ただいま先生御指摘の三つの問題について、こらいうメリットがあつたということを申し上げられないのは残念でございますが、ただ労働力の確保という点から見ますると、一般の事業場、中小企業の事業場における労働者の離職の率に対しまして、本制度における脱退の率といふのは低くなつておるということが言えます。

それからこの制度に、先生方からいろいろ御叱正を受けているわけでござりますが、何と言つても毎年毎年新しい被共済者がふえていくといふことは、裏返して言いますとこの制度についてのメリットが認められつつあるのではないかということが、申し上げることができます。いずれにいたしましてもなかなか計量的に申し上げられないものでござりますが、さらにつらにさらにこの制度について魅力あらしめて、ただいま先生御指摘のようなメリットをさらにふやしていきたいと、かように考えております。

○山崎昇君 そうすると、二つはいまあなたが述べられました、脱退の率が低くなつてある。それから言葉を縮めて言えば加入者がふえている。こらいう意味ではメリットが進んでいるといふようにななたがお考えになつた。しかし、この三つのメリットのうちで一番重要なのは、従業員の退職後の生活の安定に寄与すると、こうなつてある。この点のメリットはどういうふうにお考えになつていますか、具体的に。

○政府委員(東村金之助君) 先ほどもちょっとこれまでましたが、退職するという個々の労働者にとってみると、それはその企業を退職して別途の企業にまた再就職するという、若年労働者が典型的でございましょうが、そういう場合もあれば、あるいは長いこと一つの企業に勤めておつて、その企業からやめると同時に再びもう仕事から離れて、いわゆる老後の生活に入るという方もあると

思つわけです。前者についてはこれは老後の生活保障という趣旨のものではなくて、あるいは次の就職のための生活の補助といふような場合もあるでございましょうし、後者の場合については老後の生活の補助といふこともございますので、一概には言えないと存じますが、これも先ほど申し上げましたように、掛金の高さによってそれがどうりのくらい保障されておるかということが決まってくると思いますが、もちろんこれで十全ではございませんので、さらにそういう保障というものが、もう少しうまく達成されるように、給付の内容等を今後とも充実させてまいりたいと、かように考えております。

○山崎昇君 それでは、もう時間が来ましたから、集約して最終的に私どもの意見を述べて、質問を終わつておきたいと思います。

この問題については、もう各委員の皆さんから細かいに相当議論されておりますから、私はこの問題がもつと前進できるよう、今後ともひとつ皆さんの一層の努力を願う、そのためには一つには五年ごとの再計算というものを、もっと弾力的にやつてもらいたい。それから掛け捨て、掛け損といふものが先ほど來議論になつておりますが、これもひとつ十分検討を願つておきたい。さらに

○委員長(村田秀三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。それではこれより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会